

## 吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書類)

2022 年 4 月 1 日

東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号  
株式会社 LIXIL  
取締役 代表執行役社長 兼 CEO 瀬戸 欣哉

当社は、株式会社 LIXIL 沖縄販売（本店所在地：沖縄県宜野湾市字大謝名 237 番地 5。以下「LIXIL 沖縄販売」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、LIXIL 沖縄販売を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日  
2022 年 4 月 1 日
  
2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
  - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、LIXIL 沖縄販売に対して本合併をやめることの請求をした株主はいませんでした。
  - (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過  
LIXIL 沖縄販売には会社法第 784 条第 1 項本文に規定する特別支配会社である当社以外の株主はいませんでしたので、LIXIL 沖縄販売は会社法第 785 条の規定による手続を行っておりません。
  - (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過  
LIXIL 沖縄販売は新株予約権を発行していませんでしたので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。
  - (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過  
LIXIL 沖縄販売は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 1 月 31 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対して異

議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同条第1項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第797条及び第799条の規定による手続の経過
  - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過  
本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第796条の2の規定の適用はありません。
  - (2) 会社法第797条の規定による手続の経過  
当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2022年1月31日より株主に対して電子公告による公告を行いました。本合併は会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第797条第1項但書により、株主に株式買取請求権はありません。
  - (3) 会社法第799条の規定による手続の経過  
当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2022年1月31日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同条第1項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項  
当社は、本合併の効力発生日である2022年4月1日をもって、LIXIL 沖縄販売からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）  
別紙のとおり。
6. 会社法第921条の変更の登記をした日  
2022年4月14日までに会社法第921条の変更の登記を申請する予定です。
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項  
該当事項はありません。

以上

別紙

LIXIL 沖縄販売 事前開示書面

## 吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書類)

2022 年 1 月 31 日

沖縄県宜野湾市字大謝名 237 番地 5  
株式会社 LIXIL 沖縄販売  
代表取締役社長 大久保 有洋

当社は、2022 年 1 月 18 日付で株式会社 LIXIL（本店所在地：東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号。以下「LIXIL」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、LIXIL を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約書の内容  
別紙 1 のとおりです。
2. 合併対価がないことの相当性に関する事項  
LIXIL は本合併に際して当社の株主に対して LIXIL の株式その他の金銭等の交付を行いませんが、当社は LIXIL の完全子会社であることから、かかる取扱いは相当と判断しております。また、当社には LIXIL 以外の株主は存在せず、会社法施行規則第 182 条第 3 項第 3 号に記載された事項はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項  
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項  
該当事項はありません。
5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項
  - (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙 2 のとおりです。
  - (2) 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重

大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- 本社の移転

LIXIL 及び一部グループ会社は、2022 年 8 月より本社を住友不動産大崎ガーデンタワーに移転します。

- ハウジング事業の生産体制再編

LIXIL は、ハウジング事業の生産体制を最適化するため、横浜工場の操業を 2023 年 3 月に停止することを決定しました。

6. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当会社は、2021 年 9 月 30 日付で、LIXIL グループファイナンス株式会社からの借入金のうち 1 億円を返済しました。

7. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の LIXIL の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれています。また、本合併後に LIXIL の債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ予想されていません。

よって、本合併の効力発生日以後における LIXIL の負担する債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

別紙 1 吸収合併契約書

(次頁以降に添付)



## 吸収合併契約書

株式会社 LIXIL（以下「甲」という。）及び株式会社 LIXIL 沖縄販売（以下「乙」という。）は、2022 年 1 月 18 日、甲乙間の合併に関して、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本件合併」という。）をする。

### 第 2 条（合併当事会社の商号及び住所）

本件合併における当事会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- |   |   |
|---|---|
| 甲 | 吸収合併存続会社<br>商号：株式会社 LIXIL<br>住所：東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号       |
| 乙 | 吸収合併消滅会社<br>商号：株式会社 LIXIL 沖縄販売<br>住所：沖縄県宜野湾市字大謝名 237 番地 5 |

### 第 3 条（合併の効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022 年 4 月 1 日とする。ただし、本件合併のいずれかの手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

### 第 4 条（合併に際して交付する株式等）

甲は、本件合併に際して、乙の株主に対して、株式その他の対価の交付は行わない。

### 第 5 条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本件合併により甲の資本金及び準備金は増加しない。

### 第 6 条（株主総会における承認）

甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併手続きにより、また、乙は、会社法第 784 条第 1 項に基づく略式合併手続きにより、株主総会の承認決議を経ずに本件合併を行うものとする。ただし、本件合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

### 第 7 条（本契約の解除等）

本契約の締結後効力発生日に至るまでの間に、不可抗力その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたとき、その他甲及び乙が、本契約を変更又は解除することが互

いに有益であると合意したときは、甲及び乙は、協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

### 第 8 条（本契約の規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項については、甲及び乙は、協議の上、これを定める。

本契約の成立の証として、本契約書 1 通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印した上、甲が原本 1 通を保有し、乙はその写しを保有する。

2022 年 1 月 18 日

甲：  
東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号  
株式会社 LIXIL  
取締役 代表執行役社長 兼 CEO 瀬戸 欣哉



乙：  
沖縄県宜野湾市字大謝名 237 番地 5  
株式会社 LIXIL 沖縄販売  
代表取締役社長 大久保 有洋



別紙2 LIXIL の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告及び会計監査報告）の内容

（次頁以降に添付）



# 第79期 事業報告

自 2020年 4月 1日  
至 2021年 3月 31日

株式会社LIXIL  
東京都江東区大島二丁目1番1号

## 1. 企業集団の現況に関する事項

当社は2020年5月に当社の連結子会社であったPermasteelisa S.p.A.（以下「ペルマスティリーザ社」）の株式譲渡を決定したこと（2020年9月に株式譲渡を完了済み）及び2020年6月に当社の連結子会社であった株式会社LIXILビバ（以下「LIXILビバ社」）の株式譲渡が決定したこと（2020年11月に株式譲渡を完了済み）から、連結計算書類の作成上、ペルマスティリーザ社及び同社子会社並びにLIXILビバ社の事業をそれぞれ非継続事業に分類しております。このため、売上収益、事業利益、営業利益及び税引前利益については、非継続事業を除いた継続事業の金額を記載しております。また、前年同期実績も同様に組み替えております。

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済活動や社会活動が大きく抑制された結果、個人消費や企業収益が急速に悪化する等、極めて厳しい状況で推移いたしました。その後、社会経済の活動レベルの段階的な引き上げや新型コロナワクチンの早期普及への期待等によって持ち直しの動きはみられましたが、再度の感染拡大により緊急事態宣言が再発令される等、未だ先行きが不透明な状況が続いております。住宅投資に関しては、貸家及び分譲住宅が依然として前年割れの状況が続いており、一方で直近では持家が明るい兆しはみられるものの、新設住宅着工戸数は中長期的にも減少傾向が見込まれ、当社にとっては引き続き厳しい環境となっております。

世界経済に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大は日本国内よりも深刻な状況であり、主要都市のロックダウン（都市封鎖）や外出禁止令等により社会経済活動が大きく制限され、その後の各国政府の財政政策等により段階的に回復基調に戻りつつありますが、収束の目途が立たない中、日本国内と同様に景気の先行きは不透明な状況となっております。また、各国・地域における社会経済活動の制限緩和や経済対策による需要の回復に差があることに加え、世界的なコンテナ不足による海上輸送のひっ迫、原材料価格の高騰やウッドショックの深刻化等不確実な要素もあり、今後も経済動向を注視していく必要があります。

このような環境の下、当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」）の当連結会計年度における業績は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の停止により上半期は大きな落ち込みとなった一方で、下半期は海外事業、特に米国と欧州を中心に需要の回復がみられたものの、売上収益は1兆3,782億55百万円（前年同期比9.0%減）と減収となりました。利益面においては、国内事業における継続的な粗利率改善活動の効果に加え、従業員の生産性向上を図る各種施策やコロナ禍における経費抑制策等による販売費及び一般管理費の削減により減収の影響を補うことができた結果、事業利益は572億88百万円（前年同期比9.6%増）と増益となりました。また、営業利益は国内事業の活性化に向けた包括的な人事プログラム「変わらないと、LIXIL」の一環として3月に実施した希望退職プログラム「ニューライフ」にかかる一時費用があったものの、一部子会社の売却益等もあり358億42百万円（前年同期比12.0%増）と増益となりました。一方で、税引前利益は前連結会計年度に計上した関連会社に対する持分の処分益109億7百万円の剥落の影響により338億4百万円（前年同期比17.4%減）、継続事業からの当期利益は163億68百万円（前年同期比41.0%減）とそれぞれ減益となりました。

また、ペルマスティリーザ社及びLIXILビバ社の売却にかかる損益を含む非継続事業からの当期利益は212億19百万円（前年同期は140億56百万円の非継続事業からの当期損失）となりました。以上の結果、非支配持分を控除した親会社の所有者に帰属する当期利益は330億48百万円（前年同期比1.6倍）と大幅な増益となりました。

(注) 事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

事業別の概況は次のとおりであります。なお、ペルマスティリーザ社の株式譲渡を決定したことに伴い、従来「ビルディングテクノロジー事業」に含めていたペルマスティリーザ社及び同社子会社の事業を非継続事業に分類しております。また、LIXILビバ社の株式譲渡が決定したことに伴い、従来「流通・小売り事業」に含めていたLIXILビバ社の事業を非継続事業に分類しております。このため、前年同期実績も同様に組み替えております。

また、事業別の売上収益は事業間取引消去前であり、事業利益は全社費用控除前であります。

[ウォーターテクノロジー事業]

ウォーターテクノロジー事業においては、国内、海外ともに当連結会計年度を通して新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことに加え、国内事業は新設住宅着工戸数の落ち込みによる需要減少や前連結会計年度における消費税増税前の需要増の反動等もあり厳しい状況となった一方で、海外事業は下半期における北米地域、欧州・中東・アフリカ地域及び中国地域の急速な需要回復等もありましたが、売上収益は7,838億5百万円（前年同期比5.4%減）と減収となりました。一方で、事業利益は売上収益の減少に伴う粗利減を商品価格の見直しや販売費及び一般管理費の抑制等で補ったこと等から621億48百万円（前年同期比1.0%増）と増益となりました。

[ハウジングテクノロジー事業]

ハウジングテクノロジー事業においては、ウォーターテクノロジー事業と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことに加え、新設住宅着工戸数の落ち込みによる需要減少や前連結会計年度における消費税増税前の需要増の反動等もあり、売上収益は4,742億91百万円（前年同期比12.5%減）と減収となりましたが、事業利益はプラットフォーム化の進捗に伴う生産効率の改善効果やリフォーム売上比率向上による粗利率の改善に加え、販売費及び一般管理費を抑制したこと等が奏功し、314億35百万円（前年同期比11.1%増）と増益となりました。

[ビルディングテクノロジー事業]

ビルディングテクノロジー事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、オリンピック・パラリンピック需要の収束による国内需要減等の厳しい環境もあり、売上収益は933億75百万円（前年同期比17.2%減）、事業利益は受注粗利の改善施策や販売費及び一般管理費の抑制等で補ったものの26億11百万円（前年同期比2.2%減）と減収減益となりました。

[住宅・サービス事業等]

住宅・サービス事業等においては、引き続き重点施策であるB to Cビジネス等の新事業領域の伸長があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、前連結会計年度における消費税増税前の旺盛な新築需要が減少したこと等から、売上収益は465億56百万円（前年同期比13.8%減）、事業利益は21億36百万円（前年同期比28.4%減）と減収減益となりました。

事業別の売上収益及び事業損益

事業区分	2020年連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		2021年連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		前年同期比 増減	
	売上収益 (百万円)	事業損益 (百万円)	売上収益 (百万円)	事業損益 (百万円)	売上収益 (%)	事業損益 (%)
ウォーターテクノロジー事業	828,527	61,524	783,805	62,148	△5.4	1.0
ハウジングテクノロジー事業	542,204	28,288	474,291	31,435	△12.5	11.1
ビルディングテクノロジー事業	112,774	2,671	93,375	2,611	△17.2	△2.2
住宅・サービス事業等	54,019	2,984	46,556	2,136	△13.8	△28.4
消去又は全社	△23,075	△43,177	△19,772	△41,042	-	-
合計	1,514,449	52,290	1,378,255	57,288	△9.0	9.6

(注) 非継続事業に分類した事業は含めておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額（使用権資産を含む）は、655億81百万円であります。主なものは新製品開発投資や合理化及び設備の維持更新投資等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、連結子会社のリファイナンス資金等に充当するため、長期借入により836億96百万円、普通社債の発行により500億円の調達を行っております。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において、当社と当社の特定完全子会社であった株式会社L I X I L（以下「旧株式会社L I X I L」）は、2020年12月1日付で当社を存続会社とする吸収合併を行いました。また、本吸収合併と併せ、同日を以て、当社は「株式会社L I X I L」に商号変更いたしました。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

旧株式会社L I X I Lは、2020年9月30日付で保有していたペルマスティリーザ社の発行済普通株式の100%を、Atlas Holdings LLCに譲渡いたしました。

当社は、2020年6月9日開催の取締役会決議に基づき、アークランドサカモト株式会社（以下「アークランドサカモト社」）及び当社の連結子会社であったL I X I Lビバ社との間で、L I X I Lビバ社の普通株式に対しアークランドサカモト社が実施する現金対価の公開買付け（以下「本公開買付け」）並びに本公開買付けの成立を条件とするL I X I Lビバ社の普通株式の株式併合及びL I X I Lビバ社の自己株式取得による当社保有のL I X I Lビバ社の全普通株式のL I X I Lビバ社への譲渡（以下「本株式譲渡」）を通じた、アークランドサカモト社によるL I X I Lビバ社の完全子会社化、その他これらに付随又は関連する取引等（総称して以下「本取引」）に関する覚書を締結すると共に、アークランドサカモト社との間で本取引に関する合意書を締結いたしました。なお、これらの締結後、本株式譲渡に必要な諸手続を経て、2020年11月9日付で株式譲渡を実行いたしました。

当社は、2021年1月6日付で当社の連結子会社であった株式会社川島織物セルコン（以下「川島織物セルコン社」）の発行済普通株式の100%を、川島織物セルコン社の自己株式の買い取りに応じることにより譲渡いたしました。

また、当社の連結子会社である株式会社L I X I L住生活ソリューションは、2021年3月9日付で当社の連結子会社であったジャパンホームシールド株式会社（以下「ジャパンホームシールド社」）の発行済普通株式の100%を、みずほキャピタルパートナーズ株式会社が業務受託するMCP5投資事業有限責任組合に譲渡いたしました。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年 連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	2019年 連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2020年 連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	2021年 連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上収益 (百万円)	1,829,344	1,692,432	1,514,449	1,378,255
事業利益 (百万円)	76,046	54,485	52,290	57,288
営業利益 (百万円)	59,107	49,011	32,010	35,842
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は 親会社の所有者に帰属する 当期損失 (△)	54,581	△52,193	12,518	33,048
基本的1株当 たり当期利益 又は基本的1 株当たり当期 損失 (△) (円)	189.13	△179.98	43.15	113.92
資産合計 (百万円)	2,107,131	2,059,544	2,091,529	1,741,814
親会社の所有者に帰属する 持分 (百万円)	616,897	533,656	502,165	552,271
1株当たり親 会社所有者帰 属持分 (円)	2,128.77	1,839.59	1,730.99	1,902.89
親会社所有者 帰属持分比率 (%)	29.3	25.9	24.0	31.7

- (注) 1. 事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。
2. 当社は2020年5月に、当社の連結子会社であったペルマスティリーザ社を売却することを決定したため、2020年連結会計年度において、ペルマスティリーザ社及び同社子会社の事業を非継続事業に分類し、2019年連結会計年度の売上収益、事業利益及び営業利益を組み替えて表示しております。また、当社は2020年6月に、当社の連結子会社であったLIXILビバ社を売却することを決定したため、2021年連結会計年度において、LIXILビバ社の事業を非継続事業に分類し、2020年連結会計年度の売上収益、事業利益及び営業利益を組み替えて表示しております。したがって、2019年連結会計年度、2020年連結会計年度及び2021年連結会計年度の売上収益、事業利益及び営業利益の金額は、継続事業の金額であり、非継続事業は含んでおりません。

## (7) 対処すべき課題

当社グループは、起業家精神にあふれ、持続的な成長を通じて社会に貢献できる組織の構築を目指し、中期計画の4つの柱に基づいた主要施策を着実に推進しております。

### [中期計画の4つの柱]

#### 1. 持続的成長に向けた組織を作る

当社グループは、変化に俊敏に対応できるような環境を構築するため、組織文化の変革を進めております。従業員が起業家精神を発揮し、活発な意見交換や実験的な取り組みを行えるような組織風土を醸成していきます。また、従業員が互いを尊重し、刺激を受け合い、熱意を持って取り組むことができるような環境を作るとともに、社会的に意義のある大きな目標の達成を通じて従業員が一つになることができるような企業を目指してまいります。

#### 2. 魅力ある差別化された製品の開発

当社グループは、多様なライフスタイル、ニーズや嗜好に対応する強いブランドを有し、こうしたブランドに対する投資とその真髄となるDNAの強化を進めることで、利益ある成長につなげていきます。また、変化する消費者ニーズや嗜好に対応できるよう、イノベーション、デザイン、品質の向上をさらに追求していきます。さらに、製品開発のための強い知的財産の基盤を持ち、短いサイクルで差別化された製品を市場投入できるよう「アセットライト」のビジネスモデルへ移行するとともに、国内の組織構造の見直しを行い、製品開発、生産、販売の機能を一組織に統合することで、製品開発サイクルのスピード向上を図ってまいります。

#### 3. 競争力あるコストの実現

当社グループは、バランスシートと利益率の改善に向け、新技術やインフラの活用により、効率的で柔軟なサプライチェーン管理体制を構築し、コスト管理を向上させます。さらに、間接部門の生産性を高め、必要とする部門に人員の再配置を行う等の施策推進を通じて、コスト効率の向上につなげてまいります。

#### 4. エンドユーザー・インフルエンサーへのマーケティング

当社グループは、エンドユーザー、並びに工事業者、デザイナー及び工務店等のインフルエンサーとの接点の拡充を図ります。また、「リクシルPATTOリフォーム」をはじめとする新サービスの推進を通じて、リフォームに対するエンドユーザーの不安を取り除き、日本における新たなリフォーム需要を創出してまいります。

### [当連結会計年度における4つの優先課題と進捗状況]

#### ① 組織の簡素化と基幹事業への集中

当社グループは、前連結会計年度に引き続き、ペルマスティリーザ社（2020年9月）、LIXILビバ社（2020年11月）等子会社の株式譲渡を実施いたしました。これは、基幹事業である水回り事業及び住宅建材事業への更なる注力を図り、当社グループの統合強化によるシナジーの最大化や効率化を目指す取り組みの一環であります。加えて、バランスシートの強化、キャッシュ・フローの改善や債務の削減、運転資本効率の改善等により、財務基盤の強化を図ることができ、基幹事業において収益性の高い成長分野に更なる投資を行うことが可能となりました。

また、当社は、当社の完全子会社であった株式会社LIXILとの合併を2020年12月に実施し、純粋持株会社から事業会社として事業運営を行う体制に移行いたしました。また、国内組織体制の簡素化を実施したことにより、意思決定の迅速化を図り、さらには生産性を向上させ、当社グループの最大市場である日本において事業運営にかかるコストを削減することができるものと考えております。

## ②国内事業の活性化

日本は当社グループにとって最大の市場であり、グローバルに展開するイノベーションを生み出すという重要な役割を担っています。一方で、国内では人口減少に伴い、新築住宅市場も縮小しています。そのような中、国内事業は高コスト体質と従来型の人事システムという課題を抱えており、市場の変化に左右されやすい事業構造となっておりました。厳しい事業環境においても持続的な発展をしていくためには、国内事業の生産性と収益性を高め、キャッシュジェネレーターへと転換させていかななくてはなりません。

当社グループは、国内事業の活性化に向けた包括的な人事プログラム「変わらないと、L I X I L」を推進し、実力主義に基づく組織文化への転換を進めております。国内においては、顧客志向の徹底や、あらゆる世代のキャリア開発支援、従業員のエンゲージメント強化を目的とした施策を実施しております。また、人事施策の一つとして早期退職優遇制度（キャリアオプション制度）を導入し、多くの日本企業が直面する従業員の年齢構成の課題にも対応しております。

## ③グローバル水回り事業の成長促進

当社グループは、グローバルシェアの拡大を目指し、水回り事業を中心に各国、各地域で収益性の高いカテゴリーへの参入に注力するとともに、グローバルな資産とブランドポートフォリオを活かして地域ごとの戦略を強化してまいります。また、当社グループは各地域の市場を牽引するパワーブランドで独自のポジションを築いており、ブランドの定義を明確化・差別化することによりグローバル市場を舞台にその強みや信頼性を最大限に活用し、さらなる成長を目指します。

## ④将来性のある革新的な新規事業の創出

当社グループは、新規事業に時間とリソースを投入していかない限り長期的に持続可能な成長は達成できないものと考えており、この取り組みを通じて将来に向けた成長につながる機会を生み出しております。例えば、ビジネスのデジタル化と自動化は、このようなイノベーションを創出する機会となりました。日本で導入したオンラインショールームは、購買プロセス全体における利便性を高めることで、エンドユーザーに新しい価値を提供しております。デジタル化により、どこからでも好きな時間にオンラインショールームのサービスを利用することができ、その場で見積りも確認することができます。さらに、ビジネスパートナーと競合するのではなく、彼らをサポートするという全く新しいデジタル環境を構築し、競合他社に対して大きな優位性を確立することができました。

前連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、誰もが想像できなかったようなスピードで、社会や経済、私たちの働き方や暮らし、価値観等様々な側面で大きな変化が生まれました。そのような環境の中で、当社グループは、お客様やお取引先様、従業員やその家族等あらゆるステークホルダーの安全と健康を最優先に考え、感染拡大の抑止に努めるとともに、世界の人びとの健康で快適な暮らしを支えるという企業としての使命を果たすことができるよう、事業継続に注力してまいりました。

当社グループは、「ニューノーマル」における健康、快適、安心・安全な暮らしの実現に向けて、そして「世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現」のために、引き続き経営陣と従業員が一丸となって邁進してまいります。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、事業活動を通じて、「世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現」という企業としての存在意義を追求し、また、ウォーターテクノロジー事業、ハウジングテクノロジー事業、ビルディングテクノロジー事業及び住宅・サービス事業等を主要な事業内容とし、関連するサービス等の事業活動を展開しております。各事業の主要製品及び商品等は、次のとおりであります。

事業区分	事業内訳（主要製品及び商品等）	
ウォーターテクノロジー事業	水回り設備	(衛生機器、シャワートイレ、水栓金具、手洗器、浴槽、ユニットバス、スマート製品、シャワー、洗面器、洗面カウンター、システムキッチン等)
	その他	(住宅・ビル外装タイル、内装タイル等)
ハウジングテクノロジー事業	金属製建材	(住宅サッシ、玄関ドア、各種シャッター、門扉、カーポート、手摺、高欄等)
	木質内装建材類	(窓枠、造作材、インテリア建材等)
	その他建材類	(サイディング、屋根材等)
	その他	(太陽光発電システム等)
ビルディングテクノロジー事業	金属製建材	(カーテンウォール、ビル・店舗用サッシ等)
住宅・サービス事業等	住宅ソリューション	(工務店のフランチャイズチェーンの展開、建築請負等)
	不動産	(土地、建物、不動産管理、不動産事業のフランチャイズチェーンの展開支援等)
	金融サービス事業	(住宅ローン等)



(9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社LIXILトータルサービス	100 百万円	100%	水回り設備及び金属製建材の販売
株式会社LIXILトータル販売	75 百万円	100%	金属製建材の販売
LIXILグループファイナンス株式会社	3,475 百万円	100%	金融サービス業
LIXIL Europe S.à r.l.	57,143 千ユーロ	100%	グローエグループの持株会社
ASD Holding Corp.	412,956 千USドル	100%	アメリカンスタンダードの北米事業の持株会社
A-S CHINA PLUMBING PRODUCTS Ltd.	24,907 千USドル	100%	アメリカンスタンダードの中国事業の持株会社
TOSTEM THAI Co., Ltd.	2,767 百万 タイバーツ	100%	金属製建材の製造及び販売
LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.	274,417 千USドル	100%	アジア地域のサプライチェーン統括会社
LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	40,700 千USドル	100%	金属製建材の製造及び販売
驪住通世泰建材(大連)有限公司	43,500 千USドル	100%	木質内装建材の製造及び販売

(注) 1. 議決権比率には子会社による間接所有を含んでおります。

2. 当社の連結子会社は184社となっております。

なお、上記の連結子会社の数には、株式譲渡や吸収合併等により当連結会計年度において連結の範囲から除外した子会社が47社含まれております。

3. 2020年4月に、GROHE Group S.à r.l.はLIXIL Europe S.à r.l.に商号変更しております。

## (10) 主要な拠点等

会 社 名	名 称	所 在 地	
株式会社LIXIL（当社）	本 店 営 業 所	東京都江東区大島二丁目1番1号	
		LHT北海道支社	LWT北海道支社
		LHT東北支社（宮城県）	LWT東北支社（宮城県）
		LHT北関東支社（栃木県）	LWT北関東支社（栃木県）
		LHT甲信越支社（長野県）	LWT甲信越支社（長野県）
		LHT埼玉支社	LWT埼玉支社
		LHT千葉支社	LWT千葉支社
		LHT東京支社	LWT東京支社
		LHT神奈川支社	LWT神奈川支社
		LHT中部支社（愛知県）	LWT中部支社（愛知県）
		LHT北陸支社（石川県）	LWT北陸支社（石川県）
		LHT大阪支社	LWT大阪支社
		LHT南大阪支社（大阪府）	LWT南大阪支社（大阪府）
	LHT京滋支社（京都府）	LWT京滋支社（京都府）	
	LHT兵庫支社	LWT兵庫支社	
	LHT中国支社（広島県）	LWT中国支社（広島県）	
	LHT四国支社（香川県）	LWT四国支社（香川県）	
	LHT九州支社（福岡県）	LWT九州支社（福岡県）	
	工 場	LIXILショールーム東京	
		LIXILショールーム大阪	
須賀川工場（福島県）		前橋工場（群馬県）	
下妻工場（茨城県）		岩井工場（茨城県）	
土浦工場（茨城県）		石下工場（茨城県）	
深谷工場（埼玉県）		小矢部工場（富山県）	
知多工場（愛知県）		榎戸工場（愛知県）	
その他事業所	常滑東工場（愛知県）	上野緑工場（三重県）	
	久居工場（三重県）	有明工場（熊本県）	
株式会社LIXILトータルサービス	本 店	東京都江東区	
株式会社LIXILトータル販売	本 店	東京都江東区	
LIXILグループファイナンス株式会社	本 店	東京都江東区	
LIXIL Europe S.à r.l.	本 店	ルクセンブルク	
ASD Holding Corp.	本 店	アメリカ	
A-S CHINA PLUMBING PRODUCTS Ltd.	本 店	イギリス領ケイマン諸島	
TOSTEM THAI Co., Ltd.	工 場	タイ	
LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.	本 店	シンガポール	
LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	工 場	ベトナム	
驪住通世泰建材（大連）有限公司	工 場	中国	

## (11) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比較増減
ウォーターテクノロジー事業	31,412名	1,249名減
ハウジングテクノロジー事業	17,044名	1,606名減
ビルディングテクノロジー事業	1,427名	5,331名減
流通・小売り事業	一名	1,447名減
住宅・サービス事業等	715名	372名減
全社共通部門	1,281名	250名増
合計	51,879名	9,755名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パートタイマー、臨時雇用者数は含んでおりません。
2. ビルディングテクノロジー事業の従業員数が前連結会計年度末に比べて5,331名減少しておりますが、これは主にペルマスティリーザ社の株式の全部を譲渡したことにより、連結の範囲から除外したことによるものであります。
3. 流通・小売り事業の従業員数が前連結会計年度末に比べて1,447名減少しておりますが、これはLIXILビバ社の株式の全部を譲渡したことにより、連結の範囲から除外したことによるものであります。
4. 住宅・サービス事業等の従業員数が前連結会計年度末に比べて372名減少しておりますが、これは主にジャパンホームシールド社の株式の全部を譲渡したことにより、連結の範囲から除外したことによるものであります。
5. 全社共通部門の従業員数が前連結会計年度末に比べて250名増加しておりますが、これは主に間接部門の組織の見直しによるものであります。なお、全社共通部門として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

## (12) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	94,001 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	87,174 百万円
株式会社みずほ銀行	42,389 百万円
三井住友信託銀行株式会社	30,500 百万円
株式会社日本政策投資銀行	30,000 百万円

## (13) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社では、健全な財務体質の維持を基本とし、配当金については連結ベースでの配当性向30%以上を維持すること、自己株式の取得については機動的に行うことを方針としております。当連結会計年度については期末配当金を1株につき40円（中間配当金を含め年75円配当）といたしました。

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

- |            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 1,300,000,000株                    |
| ② 発行済株式の総数 | 290,227,728株 (自己株式23,091,431株を除く) |
| ③ 1単元の株式数  | 100株                              |
| ④ 資本金      | 68,417,794,464円                   |
| ⑤ 株主の総数    | 44,877名                           |
| ⑥ 上位10名の株主 |                                   |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	※ 20,981千株	7.23%
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	18,286千株	6.30%
株式会社日本カストディ銀行信託口	※ 11,026千株	3.80%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人香港上海銀行東京支店)	9,941千株	3.43%
L I X I L 従業員持株会	6,595千株	2.27%
第一生命保険株式会社 (常任代理人株式会社日本カストディ銀行)	6,561千株	2.26%
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04 (常任代理人香港上海銀行東京支店)	5,781千株	1.99%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS (常任代理人香港上海銀行東京支店)	5,453千株	1.88%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	5,375千株	1.85%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	4,648千株	1.60%

(注) 1. 当社は、自己株式23,091千株を所有しておりますが、上記の上位10名の株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. ※印はすべて信託業務に係るものであります。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日に会社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	第 7 回 新 株 予 約 権	第 8 回 新 株 予 約 権
発行決議日	2014年 5 月 7 日	2014年11月25日
新株予約権の数	940個	405個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 94,000株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 40,500株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額	1 個当たり 39,500円	1 個当たり 46,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 個当たり 281,900円	1 個当たり 252,700円
権利行使期間	自 2016年 5 月 24 日 至 2021年 5 月 23 日	自 2016年12月13日 至 2021年12月12日
保有人数及び新株予約権の数 執行役	3 名            940個	1 名            405個

	第 9 回 新 株 予 約 権
発行決議日	2016年 9 月 20 日
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 300,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額	1 個当たり 43,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 個当たり 225,300円
権利行使期間	自 2018年10月 8 日 至 2023年10月 7 日
保有人数及び新株予約権の数 執行役	1 名            3,000個

(注) 執行役を兼務する取締役 3 名に関する保有人数及び新株予約権の数は、執行役の保有人数及び新株予約権の数に含めて表示しております。

② その他新株予約権の状況

2015年2月16日開催の執行役会決議に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要

2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債に付された新株予約権の総数	6,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数
新株予約権の目的である株式の種類と数	当社普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	本新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない。
転換価額	3,746.6円（注）
新株予約権の行使期間	2015年3月18日から2022年2月18日まで （行使請求受付場所現地時間）

（注）2021年5月21日開催の取締役会において、当連結会計年度の年間配当が1株につき75円と決定されたことに伴い、社債要項の転換価額調整条項に従い、転換価額の調整を行っております。なお、調整後の2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の転換価額は3,725.4円であります。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	瀬 戸 欣 哉		
取 締 役	松 本 佐 千 夫		L I X I L グループファイナンス株式会社取締役社長(代表取締役)
取 締 役	ファ・ジン・ソン・モンテサーノ (Hwa Jin Song Montesano)		
取 締 役	内 堀 民 雄	監 査 委 員 報 酬 委 員 ガバナンス委員	
取 締 役	鬼 丸 か お る	ガバナンス委員 (委員長) 指 名 委 員 監 査 委 員	
取 締 役	鈴 木 輝 夫	監 査 委 員 (委員長) ガバナンス委員	
取 締 役	西 浦 裕 二	指 名 委 員 (委員長) 報 酬 委 員 ガバナンス委員	
取 締 役	濱 口 大 輔	報 酬 委 員 (委員長) 指 名 委 員 ガバナンス委員	
取 締 役 取 締 役 会 議 長	松 崎 正 年	指 名 委 員 ガバナンス委員	

- (注) 1. 瀬戸欣哉、松本佐千夫及びファ・ジン・ソン・モンテサーノの各氏は執行役を兼務しております。
2. 内堀民雄、鬼丸かおる、鈴木輝夫、西浦裕二、濱口大輔及び松崎正年の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は内堀民雄、鬼丸かおる、鈴木輝夫、西浦裕二、濱口大輔及び松崎正年の各氏を当社が上場している国内の各証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、各証券取引所に対して届け出ております。
3. 監査委員(委員長)である鈴木輝夫氏は、公認会計士として長年監査業務に従事した経験があり、監査委員の内堀民雄氏は税理士資格を有しており、それぞれ財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査委員会の独立性と透明性・公正性を高めるため、監査委員の全員を社外取締役(非常勤)としており、監査委員会の主導により、当社及び当社子会社の内部監査部門並びに子会社監査役及び会計監査人等と密接な連携を保つことにより、効率性をめざした監査を実施しております。また、監査委員会事務局を設置して、監査委員会の活動を補助しております。
5. 2020年11月30日付で、瀬戸欣哉氏は旧株式会社L I X I L取締役会長兼社長兼CEO兼取締役会議長(代表取締役)を、松本佐千夫氏は同社代表取締役をそれぞれ退任いたしました。

② 執行役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執行役社長 （代表執行役）	瀬戸 欣哉	CEO
執行役副社長 （代表執行役）	松本 佐千夫	経理・財務・M&A担当兼CFO
執行役専務	ファ・ジン・ソン・モンテサーノ (Hwa Jin Song Montesano)	人事・総務・広報・IR・渉外・ コーポレートレスポンスビリティ 担当兼CPO
執行役専務	金 澤 祐 悟	マーケティング・デジタル・IT 担当兼CDO
執行役専務	ビジョイ・モハン (Bijoy Mohan)	LIXIL International担当
執行役専務	吉 田 聡	LHT-Japan担当
執行役専務	大 西 博 之	LWT-Japan担当
執行役専務	君 嶋 祥 子	法務・コンプライアンス担当兼C LCO

(注) 2020年6月30日開催の取締役会において、瀬戸欣哉及び松本佐千夫の各氏は代表執行役に選定され、同日就任いたしました。また、同取締役会において、瀬戸欣哉氏は執行役社長に選定され、同日就任いたしました。

【ご参考】執行役の状況（2021年4月1日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執行役社長 （代表執行役）	瀬戸 欣哉	CEO
執行役副社長 （代表執行役）	松本 佐千夫	経理・財務・M&A担当兼CFO
執行役専務	ファ・ジン・ソン・モンテサーノ (Hwa Jin Song Montesano)	人事・総務・広報・IR・渉外・ コーポレートレスポンスビリティ 担当兼CPO
執行役専務	金 澤 祐 悟	マーケティング・デジタル・IT 担当兼CDO
執行役専務	ビジョイ・モハン (Bijoy Mohan)	LIXIL International担当
執行役専務	吉 田 聡	LHT Japan担当
執行役専務	大 西 博 之	LWT Japan担当
執行役専務	君 嶋 祥 子	法務・コンプライアンス担当兼C LCO

(注) 2021年4月1日取締役会決議において、瀬戸欣哉及び松本佐千夫の各氏は代表執行役に選定され、同日就任いたしました。また、同取締役会決議において、瀬戸欣哉氏は執行役社長に選定され、同日就任いたしました。



- ③ 報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針
- 2021年3月期は新型コロナウイルス感染症の拡大により業績面での不確実性が高い困難な環境の中でも、多岐にわたる構造改革や事業ポートフォリオの見直し等を強力に推進していくという当社の経営戦略に則って、報酬委員会では特に以下の視点を重視して審議・決定をいたしました。
- (イ) 役員報酬制度は経営戦略の方向性と合致し、かつ経営陣が一丸となって経営目標達成へと向かう強い動機づけとして機能しているか
  - (ロ) 優秀な人材を確保して変革を推進するために、日本企業の報酬水準にとらわれることなくグローバルな観点でも競争力のある報酬水準になっているか
  - (ハ) 多様でインクルーシブな組織を基礎として変革を起こす企業文化を促進するために、外国人を含め社内外で豊富な経験を有する役員が活躍できる報酬制度になっているか
- 以上の視点を踏まえて、報酬水準や報酬構成割合、各種手当の見直しをしたほか、業績連動報酬と株価連動報酬については2021年3月期の特例措置を実施いたしました。

#### 【報酬基本方針】

取締役及び執行役の報酬は、以下に定める基本方針に従い決定されます。

- (イ) 短期及び中長期の業績と持続的な企業価値の向上を促進する
- (ロ) 事業成長の加速に不可欠で有為な人材をグローバルに確保する
- (ハ) 株主、従業員及び全てのステークホルダーへの説明責任を果たすことのできる公正かつ合理的な報酬決定プロセスをもって運用する
- (ニ) 報酬委員会においては、経済・社会情勢や当社の経営状況のほか、外部専門機関の客観的指標や助言を踏まえて検討する
- (ホ) 個人の報酬については、職責、業績、経験、人材確保の難易度等を考慮する

#### 【報酬体系】

経営の監視・監督をする取締役の報酬と、業績の責任を担う執行役の報酬は別体系としております。取締役が執行役を兼任する場合、執行役の報酬制度を原則として適用いたします。

#### 【取締役の報酬制度】

取締役が法定任期中の経営の監視・監督を行うに際しては、その行為が持続的な企業価値向上に資することが求められるため、取締役の報酬制度は基本報酬と株価連動報酬により構成しております。また、社外取締役が取締役会の議長、各委員会の委員長を担う場合には、当該職務に対する手当を支払います。手当は定められた年間額を12か月分に分割の上、月次で支給しています。なお、社内取締役の報酬については、常勤・非常勤の別、その業務の内容、職責等に応じて個別に決定いたします。

[ 取締役の報酬構成割合 ] 2021年3月期の社外取締役の中央値です。

基本報酬 73%	議長等 手当 12%	株価連動報酬 15%
-------------	------------------	---------------

#### 【執行役の報酬制度】

執行役の報酬制度は、事業成長の加速に不可欠で有為な人材の確保、経営目標達成への強い動機づけとその結果に応じて公平・公正に報いること、さらには株主をはじめとするステークホルダーの信頼と評価が適正に報酬に反映されることを実現するという方針の下、基本報酬、業績連動報酬、株価連動報酬で構成しております。

なお、冒頭に記載の視点に基づく報酬委員会の審議の結果、従来の役位別の報酬構成割合は廃止し、上記の報酬基本方針の趣旨に沿って、各執行役の業績連動報酬の基準額と株価連動報酬の付与額は、職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に決定する方式に変更しております。

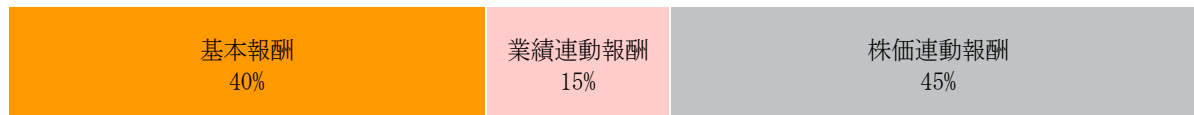
[執行役の報酬構成割合]

下図は、2021年3月期の特例措置（後述）を反映した報酬構成割合です。業績連動報酬は基準額、株価連動報酬は付与額を表記しており、実支給額とは異なります。

（社長）



（副社長）



（専務）構成割合は2021年3月期のシンガポール居住の役員1名を除いた中央値です。



【基本報酬】

冒頭に記載の視点に基づく報酬委員会の審議の結果、従来の役位別に報酬水準を適用する方式を見直し、報酬基本方針の趣旨に沿って、日本国内外の報酬水準を参考情報として参照しながら、各役員の仕事、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に決定しております。なお、各役員の基本報酬は、定められた年間額を12か月分に分割の上、月次で支給しています。

【業績連動報酬】

業績連動報酬において重要なことは、執行役の取り組みに対する強い動機づけと、業績結果に応じて公平・公正に報いることであるため、その算定方法については、報酬委員会による執行役へのヒアリングを丁寧に行った上で決定いたします。

（イ）算定対象期間と支給時期

業績連動報酬の算定対象期間と会計年度は一致しております。また、支給時期については、算定対象期間に係る計算書類の内容が定時株主総会に報告された日から1か月以内に1回で支払うものとしています。

（ロ）計算式

執行役が一丸となり単年の経営目標へ取り組み、その業績結果に応じて公平・公正に報いられることを実現するため、全社業績のみで算定しています。

業績連動報酬 支給額	=	業績連動報酬の基準額 (下記(ハ))	×	業績目標達成度に応じた支給率 (下記(二)及び(ホ))
---------------	---	-----------------------	---	--------------------------------

（ハ）業績連動報酬の基準額

業績連動報酬の基準額とは、算定対象期間における業績目標達成度が100%である場合に支払われる額であり、執行役の各事業年度の年間の基本報酬に職責等に応じて個別に設定された係数を乗じることにより算定されます。これまでは役位別に一律の係数を適用してきましたが、冒頭に記載の視点に基づく報酬委員会の審議の結果、算定対象期間における各執行役の仕事、業績、経験、人材確保の難易度等に基づき個別に決定しております。

なお、2021年3月期については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により業績が大きく振れる可能性を鑑み、2020年8月24日に開催された報酬委員会の決議に基づき、業績連動報酬の基準額を期首の設定額の半分としました。一方で、持続可能な成長を可能とすべく外部環境の変化に影響を受けにくい経営構造への変革を進めることへのインセンティブを高める目的で、2021年3月期の株価連動報酬を追加付与し、総報酬は維持することとしました。

## (二) 業績目標達成度

業績目標達成度は、業績連動報酬の算定対象期間の期首に決算短信等で開示された業績予想の数値に対して、有価証券報告書で開示される実績数値が達成した割合を算出して適用いたします。業績目標が複数ある場合は、各々の業績目標達成度に、各業績目標が業績目標全体に占める割合を乗じ、それらを合計して算出いたします。

当該事業年度の業績目標は、構造改革等による一過性の特殊要因の影響が営業利益及び当期利益の数値に大きく出ることが予想されたため、特例措置として、業績目標項目は事業の実態を反映する事業利益のみに限定しました。

業績目標項目	目標	実績	業績目標達成度 (実績/目標×100)
事業利益	25,000百万円	57,288百万円	229.2%

なお、資本効率の改善は、引き続き重要な経営目標の一つであるため、2022年3月期においては、投下資本利益率（ROIC）を含め、そのほか、事業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益（当期利益）の達成率に従い算出いたします。

$$\text{業績目標達成度（\%）} = \text{ROICの達成率（\%）} \times 0.4 + \text{事業利益の達成率（\%）} \times 0.3 + \text{当期利益の達成率（\%）} \times 0.3$$

また適用する予想数値は、ROIC 5.1%、事業利益80,000百万円、当期利益47,000百万円となります。

$$\text{ROIC} = \frac{\text{営業利益} \times (1 - \text{実効税率})}{\{\text{営業債権及びその他の債権} + \text{棚卸資産} + \text{固定資産（のれん等無形含む）} - \text{営業債務及びその他の債務}\}}$$

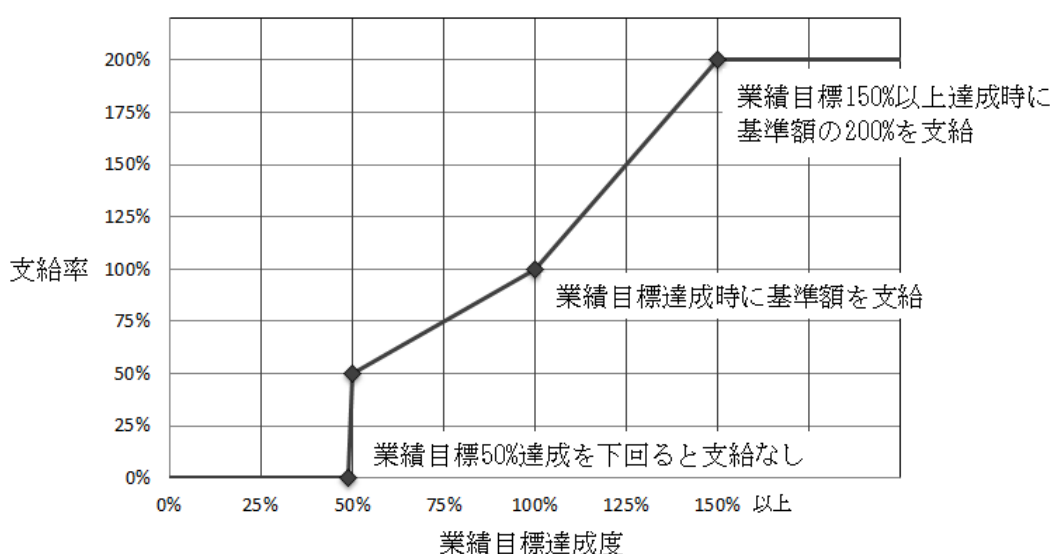
$$\text{事業利益} = \text{売上収益} - (\text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費})$$

(ホ) 業績目標達成度と支給率の関係

上記(ニ)で算出された業績目標達成度に応じて、業績達成への難易度と動機づけの効果を総合的に鑑み、支給率を以下の通りに設定しております。当該事業年度の業績達成度に基づく支給率は200%です。

なお、上記(ニ)～(ホ)の一連の計算については、支給率の算定時点において小数点第2位以下を四捨五入します。

業績目標達成度	支給率
50%未満の場合	0%
50%以上100%未満の場合	業績目標達成度と同じ
100%以上150%未満の場合	{ (業績目標達成度 - 100) × 2 + 100 } %
150%以上の場合	200%



(ヘ) クローバック条項等

当社において重大な会計上の誤り又は不正による決算の事後修正が行われた場合においては、報酬委員会が当該事由に基づき、将来支払われる予定の業績連動報酬の修正又は支払済みの業績連動報酬の返還につき審議の上、修正又は対象執行役に対し返還を求める旨の決定をできるものとしております。さらに、業績連動報酬の評価対象期間の開始時点において予定されていなかった事象が発生した場合には、報酬委員会は、社内での事実確認及び必要に応じて外部専門機関の見解を踏まえ、その事象と対象執行役の経営責任等を総合的に勘案した上で、業績連動報酬の算出方法の調整をすることができることとしております。

2021年3月期の業績目標項目である事業利益は、目標値とした第1四半期決算発表時の業績予想に比べて大幅に上振れる結果となり、業績連動報酬の支給率も高くなりました。これについては、業績確定後の報酬委員会において、前述の通り基準額を半減しており、かつ支給率の上限を設けていたことから総報酬への影響は限定されているため算定方法を見直す必要はないと判断されました。

## 【株価連動報酬】

取締役及び執行役が、中長期にわたり当社の持続的な企業価値の向上を図るための監視・監督、経営判断を行うこと及び株主との企業価値共有を強めること、加えてグローバル役員報酬体系の統一により国内外から企業価値の更なる向上に資する人材を確保するために、2020年3月期から株価連動型の金銭報酬制度（ファントムストック制度）を導入しております。金銭報酬の形式をとっていますが、実質的には譲渡制限付株式制度等と同様に、株価への影響を意識した行動を取締役及び執行役に促しています。なお、当社のウェブサイトでは、各役員が所有する当社株式数とファントムストックの株数を掲載しています。

### （イ）付与日

翌事業年度以降の各事業年度において、執行役は事業年度開始日、取締役は定時株主総会日に擬似株（以下「ファントムストック」）が付与されます。

### （ロ）付与株数

各役員に付与されるファントムストックの株数は、年間の基本報酬に各役員の職責等に依りて個別に設定された係数を乗じることにより算定される付与額を、付与日の前30営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定します。上記の【基本報酬】及び【業績連動報酬】（ハ）の業績連動報酬の基準額に記載の考え方と同様に、ファントムストックの付与株数においても、これまでの役位別に一律の基本報酬に対する係数を適用してきた方式を見直し、各役員の職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に決定しております。なお、算定に適用する株価は、前30営業日の当社株価の終値の平均値を円単位に切り上げます。

また、上記【業績連動報酬】の（ハ）に記載の通り、2020年8月24日に開催された報酬委員会の決議に基づき、2021年3月期の執行役への付与株数については、特例措置として、期首に付与した株数に対して、業績連動報酬の基準額の減額分を、多岐にわたる構造改革や事業ポートフォリオの見直しを強力に推進していくことに対するインセンティブを強める目的で追加付与いたしました。

当該制度において適用された付与時株価は、2019年11月5日付の取締役及び執行役への付与時1,968円、2020年4月1日付の執行役への付与時1,468円、2020年6月30日の取締役への付与時1,562円、2020年8月24日付の執行役への付与時1,562円、2021年4月1日付の執行役への付与時3,075円となっております。

### （ハ）ファントムストックの付与日から確定精算日までの期間（以下「保有期間」）

取締役の保有期間については、企業価値向上へ取り組む役割と、経営を監視・監督する役割を鑑み、会社法で定められた任期に合わせて1年とし、執行役については、持続的な企業価値向上へ取り組む役割と、中長期にわたり経営に携わるためのリテンションの観点から3年としております。したがって、執行役の自己都合による退任及び当社からの再任要請拒否による退任が対象保有期間の3年未満において発生した場合には、対象保有期間のファントムストックの権利は消滅いたします。なお、役員は、ファントムストックの保有期間において、当社の株主総会における議決権その他の株主権（剰余金の配当を受ける権利を含むがこれに限らない）を有しません。また、役員の死亡により相続人が承継する場合を除き、付与日から確定精算日までの間、本権利の全部又は一部について第三者に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできず、又は承継させないものとしております。

(ニ) 確定精算日

ファントムストックの保有期間が満了した時点において、役員が保有する全付与株数について、確定精算を行います。なお、役員の責めによらない退任（定年、死亡を含む）及び当社を消滅会社とする合併や第三者買収の結果退任する場合は、退任時点において全ての付与株数について確定精算を行います。

(ホ) 確定精算額

確定精算額は、役員が確定精算日において保有しているファントムストックの付与株数に、確定日の前30営業日の当社株価終値の平均値を乗じることにより算定いたします。ただし、確定精算額は付与額の500%を上限といたします。なお、算定に適用する株価は、前30営業日の当社株価の終値の平均値を円単位に切り上げます。また対象役員に対しては、確定精算額が確定した後、1か月以内に支払うものとしています。

当該制度において適用された確定精算時株価は、2020年6月30日付の取締役における確定精算時1,562円となっております。

(ヘ) 株式保有ガイドライン

上記（ロ）に記載の通り、各役員に付与されるファントムストックの株数は、各役員の職責等を踏まえて報酬委員会の審議に基づき個別に決定しています。2021年3月期においては、上記（ロ）に記載の特例措置後の付与額ベースで、社長が基本報酬の238%、副社長が113%、専務が50%うち1名が150%でした。なお、2021年4月1日時点で累積されているファントムストックの付与株数は、社長が239,988、副社長が69,619となっております。

【各種手当】

執行役が国籍地とは異なる場所において役務を提供する場合、その他業務遂行上必要と認められる場合には、対象となる国の報酬に係る法令、慣行、水準等を勘案し当社が定める費用等を負担しており、また、その支給期間は原則として就任から3年間としています。なお、支給時期については、定められた年間額を12か月に分割の上月次で支給するもののほか、費用の性質により予め定められた期日に支給するものがあります。

【2020年開催の定時株主総会以降の報酬委員会の運営】

(イ) 報酬委員

2020年の定時株主総会以降、2021年の定時株主総会までの報酬委員会は、2020年の定時株主総会後の取締役会の決議によって取締役の中から選定された委員3名で構成されております。全委員が社外取締役です。

委員長：濱口 大輔

委員：内堀 民雄、西浦 裕二

(ロ) 報酬委員の職務

当社報酬委員会規則に基づき、以下の職務を行います。

- ・取締役及び執行役の職務の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」）に係る方針の決定。
- ・取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定。

(ハ) 当該事業年度の活動内容

2020年の定時株主総会以降、報酬委員会を、3月末までに11回、2021年の定時株主総会までに13回開催し、委員の出席率は100%でした。なお、報酬委員会が役員報酬の決定を行う際には、当社の経営方針、外部専門機関の助言等を十分に踏まえて審議を行いました。

## (活動概要)

6月	・2021年3月期の取締役及び執行役の報酬等に関する方針及び個別報酬の決議
7月～8月	・役員報酬制度の全般における課題を議論し、報酬委員会の年間計画を策定 ・新型コロナウイルス感染症拡大や当社の経営状況を踏まえ、役員報酬制度における2021年3月期の特例措置を決議
9月	・社外取締役の報酬に関する審議
10月～11月	・2020年12月1日付の旧株式会社LIXILの吸収合併に伴う報酬制度の対応を決議
11月～2月	・2022年3月期の取締役及び執行役の報酬等に関する方針、及び執行役候補者の個別報酬の決議（報酬委員会からCEOへの各執行役候補者の職責、業績、経験、人材確保の難易度等に関するヒアリング結果や、外部専門機関からの助言を踏まえて議論を実施）
3月～5月	・2021年3月期の業績連動報酬の支給額の決議 （業績予測の段階から、2021年3月期特有の状況を踏まえた算定方法調整の必要性有無を検討） ・社外取締役の報酬に関する審議

以上に記載の報酬等の決定方針に基づく各役員個別報酬については、報酬委員会が各役員に期待される業績目標やESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組み課題等を踏まえて報酬構成割合を決定しており、またそれらの実績を基本報酬の改定に反映しています。特に構造改革やESGへの取り組み等、中長期視点での企業価値向上への貢献が大きく期待される役員については、総報酬に占める株価連動報酬の比率を高める等の対応をしています。

## ④ 当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の総額

当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下の通りです。「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」の【報酬基本方針】～【各種手当】に記載の報酬等の決定方針に基づき報酬委員会において決定された通りに支払われております。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬	株価連動 報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	34	18	—	16	3
執行役	2,153 (注3)	429	293	1,250	8
社外取締役	154	120	—	34	9
合計	2,341	567	293	1,300	20

(注) 1. 日本基準による金額であります。

2. 上記の報酬等の額には、当社が負担する報酬等のほかに、当社子会社が負担する報酬等を含めた金額を表示しております。なお、上記の報酬等の額のうち、当社が負担する報酬等の額は2,096百万円（取締役11名に対し177百万円、執行役8名に対し1,919百万円）となっております。

3. 執行役の報酬等の総額には、「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」に記載の【各種手当】として、生計費補填や所得税手当等の付加給付181百万円が含まれているため、報酬等の種類別の総額の合計とは一致しておりません。

4. 社外取締役の報酬等の額には「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」の【取締役の報酬制度】に記載のとおり、議長等手当が含まれております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、執行役、監査役、専務役員、常務役員等を含む主要な業務執行者を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が違法に得た私的利益又は便宜供与等に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。



⑥ 社外役員に関する事項

イ. 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	内 堀 民 雄	<p>当事業年度開催の取締役会17回、監査委員会16回及び2020年6月30日の報酬委員就任後に開催の報酬委員会11回の全てにそれぞれ出席し、グローバル製造業のマネジメントとしての豊富な経験と高い知見や税理士としての会計・税務に関する高い専門性に基つき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>加えて、取締役会においては、短期の経営計画の決定や資本政策等の会社としての重要な意思決定に際して、本質をとらえた指摘や助言等を積極的に行うとともに、監査委員会及び報酬委員会においては、早期の課題の発見、リスクの把握等に貢献しています。</p>
取 締 役	鬼 丸 か お る	<p>当事業年度開催の取締役会17回のうち16回、指名委員会14回及び2020年6月30日の監査委員就任後に開催の監査委員会9回の全てにそれぞれ出席し、法律の専門家である弁護士として長年のキャリアに加え、最高裁判所判事として重大事案に関わってきた実績に基つき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>加えて、取締役会においては、コーポレートガバナンスの更なる充実に向けての問題提起や、法務リスクを軽減させる観点からの助言等を積極的に行うとともに、指名委員会及び監査委員会の活動においては、法務・コンプライアンス分野でのリスクの把握及び軽減並びに取締役会及び各委員会の規則整備を通じたコーポレートガバナンス体制の構築に貢献しています。</p> <p>また、任意の委員会であるガバナンス委員会の委員長として、取締役会及び各委員会の実効性向上に向けた取り組みとして、取締役会の運営に関する実効性評価等を主導し、当社コーポレートガバナンスの継続的な充実にご貢献しています。</p>
取 締 役	鈴 木 輝 夫	<p>当事業年度開催の取締役会17回のうち16回及び監査委員会16回のうち15回にそれぞれ出席し、公認会計士として長年にわたり大手監査法人において上場企業の監査業務に従事する等により培った財務会計分野での高い専門性に基つき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>加えて、取締役会においては、事業上のリスクや課題について、積極的に改善提案を行うとともに、M&amp;Aや資本政策等の重要な意思決定に際して、本質をとらえた指摘や助言等を行うとともに、監査委員会の活動においては、委員長として新型コロナウイルス感染症拡大の環境下においても、当社及び当社グループ会社の監査の実効性が担保されるための各種取り組みを主導しています。</p>

取締役	西浦 裕二	<p>当事業年度開催の取締役会17回、指名委員会14回及び報酬委員会13回の全てにそれぞれ出席し、複数企業での経営実績や多くの企業再生案件でのコーポレートガバナンス再構築にかかる豊富な知見及び経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>加えて、取締役会においては、経営方針や資本政策等の重要な意思決定、各執行役からの事業分野における報告等の各種議題において、本質をとらえた問題提起、助言等を積極的に行うとともに、指名委員会及び報酬委員会の活動においては、社内規程の整備等のコーポレートガバナンスの向上に向けた各種取り組みに貢献しています。特に、指名委員会の委員長として、コーポレートガバナンスの透明性の向上に向けた役員選任プロセスの整備等の各種取り組みを主導しています。</p>
取締役	濱口 大輔	<p>当事業年度開催の取締役会17回、報酬委員会13回、2020年6月30日の指名委員就任後に開催の指名委員会11回及び2020年6月30日の監査委員退任までに開催の監査委員会7回全てにそれぞれ出席し、企業年金連合会の運用執行理事を長年務めたことにより培ったコーポレートガバナンスに関する深い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>加えて、取締役会においては、資本政策や経営計画の検討等の重要テーマにおいて、問題提起や助言を積極的に行うとともに、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の活動においては、社内規程の整備等のコーポレートガバナンスの向上に向けた各種取り組みに貢献しています。特に報酬委員会の委員長として、報酬決定プロセスの更なる透明性の確保のための報酬決定プロセスの見直し、役員報酬がインセンティブの役割を果たすための報酬設計の見直し等の取り組みを主導しています。</p>
取締役 取締役 議長	松崎 正年	<p>当事業年度開催の取締役会17回及び指名委員会14回の全てにそれぞれ出席し、グローバルに事業を展開する上場会社の経営に長年にわたり携わったことにより培ったコーポレートガバナンスに関する深い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>加えて、取締役会においては、取締役会議長として、議題の選定や議事進行等の役割を担うとともに、取締役会実効性評価によって認識された重点課題事項に対処すること等を通して、新型コロナウイルス感染症拡大等の重大なリスクへの対処が求められる経営環境においても、取締役会として十分な監督機能を持ち続けるための体制構築を主導するとともに、指名委員会の活動においては、複数企業での経験を活かして役員選任プロセスの整備等の各種取り組みに積極的に貢献しています。</p>

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

ロ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は社外取締役の全員と責任限定契約を締結しており、その概要は次のとおりであります。

(社外取締役の責任限定契約)

社外取締役は、本契約締結後、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担する。

ハ. 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	9名	154百万円

(4) 会計監査人に関する事項

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき監査証明業務に係る報酬等の額	506百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	794百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、LIXIL Europe S.à r.l.、ASD Holding Corp.、A-S CHINA PLUMBING PRODUCTS Ltd.、TOSTEM THAI Co., Ltd.、LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.、LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd. 及び驪住通世泰建材(大連)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、企業会計基準委員会の公開した「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により要求されている有価証券報告書「事業等のリスク」に関する助言・指導業務及びガバナンス強化の一環として実施する不正リスクのトレーニングに関する助言・指導業務等であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人においてその職務遂行に関する公正さが確保できないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には、方針として解任又は不再任とすることを定めております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制

当社における内部統制及びリスクマネジメントに係る体制の主な内容は次のとおりであります。なお、これらにつきましては取締役会において、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針として決議しております。

イ. 当社の執行役、使用人及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社（以下当社グループという）は、グループ共通の倫理規定として行動指針を定め、役員を含む全従業員が年1回の研修及び遵守の誓約を行う。

あわせて当社グループは、当社グループの役職員が当社法務・コンプライアンス担当部署又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる懸念報告（内部通報）制度を整備する。

また、当社グループは、反社会的勢力を一切認めず、またその活動の助長や運営に資する疑いとなる行為に自ら関与しない。それら反社会的勢力による被害防止のため、圧力には組織で対処し、毅然とした態度で臨む。

ロ. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、文書等の保存を行う。取締役及び監査委員は、規程に基づき、常時、その文書等を閲覧できる。また、情報の管理については、情報セキュリティ規程、個人情報保護方針を定めて対応する。

ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社グループの抱えるリスクを常に注視するとともに、その対応の状況について確認及び指導を行う。各社にリスクマネジメント会議等を設置し、定期的に各社のリスクの状況を確認するとともに、適宜開催するリスクマネジメント委員会において、当社およびグループ各社に多大な影響を及ぼす可能性がある未知なるリスクを予測し、事前に対処する体制を整えリスク対応能力の向上に努める。さらに、定期的に開催される取締役会・執行役会等において、必要に応じて各社のリスクに対する報告を義務づけている。

さらに、当社グループは、危機管理基本規程等を定め管理し、危機発生時の管理体制を確立している。事業継続計画については、当社グループは、BCP（Business Continuity Plan）要領書、同マニュアルに基づく教育・訓練を実施する。

ニ. 当社の執行役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、執行役の職務の分掌を定め、各執行役が責任をもって担当する領域を明確にする。

また、全執行役が出席する執行役会を定例的に開催し、業務執行に係る基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

さらに、執行役会の下部機関として各種委員会を設置し、グループ全体の重要な投資案件やM&A・組織再編案件等を審査し、意思決定の迅速化を図る。

また、当社グループ全体を網羅する中期経営計画及び短期計画を策定する。かかる策定の作業については、当社子会社の自立的な経営判断・独立性を尊重しながら、その意思決定をサポートする。

ホ. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業状況の定期的な報告を受け、重要案件についての承認を行う。また、連結財務諸表の正確性、適正性を確保するため、内部統制システムを整備し、適切に運用する。

ヘ. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任組織として監査委員会事務局を設置する。

また、当社グループの監査委員会を支える体制の充実及びグループの内部統制の強化のため、子会社の監査業務を専ら遂行する「専任監査役」を主要子会社に配置する。尚、監査委員会を補助すべき取締役は置かない。

ト. 前号の使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局及び専任監査役の人事異動及び人事評価等に関しては監査委員会の決議事項としており、当該使用人の任命・異動・評価等については、事前に監査委員と人事

部門長が協議する。

また、当該使用人に対する監査委員会及び監査委員からの監査業務に必要な指示については、各部門はその指示の実効性が確保されるように適切に対応する。

チ．当社の執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告する。

監査委員は、執行役または会計監査人その他の者から、重要な報告または意見もしくは書類を受領したときは監査委員会に報告する。

代表執行役と監査委員は、監査上の知見につき定期的に意見交換を行う。

また、法務部門は、懸念報告（内部通報）の状況に関し定期的に監査委員会に報告する。

監査委員は定例の取締役会に出席し、取締役会で定期的に実施される執行役の職務執行状況報告を受ける。

執行役及び従業員は、監査委員会によるヒアリング等において、職務の執行状況を監査委員に報告する。また、監査委員会が選定する監査委員は、取締役、執行役及び従業員に対して、いつでもその職務の執行に関する事項の報告を求め、また、取締役、執行役及び従業員に対して、いつでも当社の業務及び財産の状況を調査することができる権限を有する。

専任監査役は、監査委員会との定期的な会合や監査委員会事務局経由で監査実施状況の報告等を行う。

リ．当社の子会社の取締役、監査役等、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

当社は、定期的に当社の子会社の取締役等が出席する経営会議等を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社の取締役等に対して随時当社監査委員会への出席・報告を義務づける。

また、監査委員会が選定する監査委員は、当社の子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する権限を有する。

ヌ．当社で内部通報した者、監査委員への報告をした者が当該通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの内部通報制度運用規程等において、当社グループの役職員が内部通報を行うことができることを定め、その通報の方法等を当社グループ内に周知する。また、内部通報の状況は、適時監査委員会へ報告され、規程により当該通報その他監査委員への報告による解雇その他の不利益取扱いを禁止する。

ル．当社の監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法四百四条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえその費用を負担する。

また、その職務の執行費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

ヲ．その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、当社及び子会社の会計監査人や当社内部監査部門から監査内容について定期的に報告を受けるとともに、グループ各社の専任監査役等とは定期的にグループ専任監査役会議を開催し、連携を図っていく。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に基づいて内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

イ. コンプライアンスに関する取り組み

全役職員が守るべき共通のルールとして「LIXIL行動指針」を19言語で展開し、定期的に見直しを行っております。この行動指針については、毎年当社グループの全役職員を対象に研修と遵守の誓約を行っております。また、当社グループにとって特にハイリスクな分野において、行動指針に基づきグローバル共通の基本規程・細則を制定しております。コンプライアンスに関する諸施策や活動状況は、当社や各地域等に設置されたコンプライアンス委員会に報告され、施策の進捗振り返りや、対策の議論がなされております。

ロ. 損失の危険の管理に関する取り組み

リスクマネジメント会議等を通じて、新年度の体制及び想定リスクの見直し状況が報告されており、また、自然災害をはじめとした危機事象については、危機管理に関する規程等を定め、発生した事象の把握と対応状況が適時に報告され、確認しております。

ハ. 職務執行の適正性及び効率性に関する取り組み

取締役会は毎月1回以上開催し、重要事項の審議や主要な執行状況の報告を受けております。また、執行の意思決定等は、職務権限に関する規程に基づき効率的な業務執行を実施しております。

ニ. 監査委員会監査に関する取り組み

監査委員は、取締役会、執行役会等の重要な会議へ出席し、また、監査に必要な情報について適宜報告を受けております。

また、グループ専任監査役会議の開催や会計監査人情報交換会、代表執行役意見交換会等を通じ、報告を受け連携しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、多数の株主に株式を中長期で保有していただくことが望ましいと考え、業績を向上し企業価値を高めて、株主の支持をいただけるような施策を打ってまいります。よって、敵対的買収防衛策については、特に定めておりません。

~~~~~

◎ 本事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、特に記載のない限り百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 「1. 企業集団の現況に関する事項」及び「2. 会社の現況に関する事項」は、特に記載のない限り、2021年3月31日現在の状況を記載しております。

# 計 算 書 類

第 7 9 期

(自 2 0 2 0 年 4 月 1 日 至 2 0 2 1 年 3 月 3 1 日)

貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表

株式会社 L I X I L

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部            |                  | 負債の部             |                  |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>385,363</b>   | <b>流動負債</b>      | <b>393,467</b>   |
| 現金及び預金          | 1,756            | 支払手形             | 2,125            |
| 受取手形            | 7,184            | 買掛金              | 129,302          |
| 売掛金             | 101,053          | 短期借入金            | 58,294           |
| 未収入金            | 96,072           | 1年内償還予定の社債       | 10,000           |
| 商品及び製品          | 54,140           | 1年内償還予定の転換社債型    | 60,000           |
| 仕掛品             | 13,186           | 新株予約権付社債         |                  |
| 原材料及び貯蔵品        | 23,327           | リース債務            | 929              |
| 短期貸付金           | 70,202           | 未払金              | 62,216           |
| その他の流動資産        | 18,467           | 未払費用             | 34,313           |
| 貸倒引当金           | △ 28             | 未払法人税等           | 757              |
|                 |                  | 前受金              | 8,274            |
|                 |                  | 賞与引当金            | 16,996           |
|                 |                  | 役員賞与引当金          | 26               |
|                 |                  | 工場再編損失引当金        | 71               |
|                 |                  | 資産除去債務           | 185              |
|                 |                  | その他の流動負債         | 9,971            |
| <b>固定資産</b>     | <b>828,389</b>   | <b>固定負債</b>      | <b>372,404</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>267,629</b>   | 社債               | 65,000           |
| 建物              | 92,151           | 長期借入金            | 254,381          |
| 構築物             | 6,473            | リース債務            | 3,718            |
| 機械及び装置          | 32,056           | 役員賞与引当金          | 1,377            |
| 車両運搬具           | 367              | 退職給付引当金          | 5,005            |
| 工具器具備品          | 7,244            | 関係会社事業損失引当金      | 7,466            |
| 土地              | 121,998          | 工場再編損失引当金        | 1,353            |
| リース資産           | 4,206            | 資産除去債務           | 5,855            |
| 建設仮勘定           | 3,131            | その他の固定負債         | 28,244           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>42,237</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>765,871</b>   |
| 借地権             | 2,988            | 純資産の部            |                  |
| ソフトウェア          | 18,309           | <b>株主資本</b>      | <b>423,262</b>   |
| ソフトウェア仮勘定       | 20,829           | <b>資本金</b>       | <b>68,417</b>    |
| その他の無形固定資産      | 110              | <b>資本剰余金</b>     | <b>324,651</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>518,522</b>   | 資本準備金            | 12,478           |
| 投資有価証券          | 51,648           | その他資本剰余金         | 312,172          |
| 関係会社株式          | 367,792          | <b>利益剰余金</b>     | <b>78,802</b>    |
| 長期未収入金          | 34,032           | 利益準備金            | 4,847            |
| 差入保証金           | 7,258            | その他利益剰余金         | 73,954           |
| 前払年金費用          | 12,548           | 特定災害防止準備金        | 6                |
| 繰延税金資産          | 63,498           | 圧縮積立金            | 1,449            |
| その他の投資          | 14,955           | 繰越利益剰余金          | 72,499           |
| 貸倒引当金           | △ 33,211         | <b>自己株式</b>      | <b>△ 48,609</b>  |
|                 |                  | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>23,690</b>    |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金     | 22,903           |
|                 |                  | 繰延ヘッジ損益          | 786              |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>     | <b>928</b>       |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,213,753</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>447,881</b>   |
|                 |                  | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>1,213,753</b> |



# 損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金       | 額               |
|----------------|---------|-----------------|
| 売上高            |         | 277,341         |
| 営業収益           |         |                 |
| ロイヤルティ収入       | 6,377   |                 |
| 関係会社配当金収入      | 1,313   | 7,691           |
| 売上原価           |         | 183,294         |
| 売上総利益          |         | <b>101,737</b>  |
| 販売費及び一般管理費     |         | 82,174          |
| 営業費用           |         | 8,549           |
| 営業利益           |         | <b>11,013</b>   |
| 営業外収益          |         |                 |
| 受取利息           | 277     |                 |
| 受取配当金          | 732     |                 |
| 受取賃貸料          | 234     |                 |
| 保証料収入          | 199     |                 |
| その他の営業外収益      | 676     | 2,120           |
| 営業外費用          |         |                 |
| 支払利息           | 683     |                 |
| 社債利息           | 199     |                 |
| 社債発行費          | 225     |                 |
| 関係会社株式評価損      | 1,125   |                 |
| 賃貸収入原価         | 143     |                 |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | 5,511   |                 |
| その他の営業外費用      | 1,530   | 9,419           |
| 経常利益           |         | <b>3,715</b>    |
| 特別利益           |         |                 |
| 固定資産売却益        | 1,877   |                 |
| 投資有価証券売却益      | 399     |                 |
| 関係会社株式売却益      | 43,763  |                 |
| 抱合せ株式消滅差益      | 21      |                 |
| 新株予約権戻入益       | 1,129   | 47,191          |
| 特別損失           |         |                 |
| 減損損失           | 2,320   |                 |
| 抱合せ株式消滅差損      | 35,954  |                 |
| 工場再編損失引当金繰入額   | 1,347   |                 |
| 関係会社投資等損失      | 8,316   |                 |
| 早期退職関連損失       | 13,563  | 61,502          |
| 税引前当期純損失       |         | <b>△ 10,595</b> |
| 法人税、住民税及び事業税   | △ 3,996 |                 |
| 法人税等調整額        | △ 366   | △ 4,362         |
| 当期純損失          |         | <b>△ 6,233</b>  |

# 株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |                 |               |           |                   |           |           |               |
|---------------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------|-------------------|-----------|-----------|---------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金   |           |           |               |
|                                 |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |           | 特 定 災 害 防 止 準 備 金 | 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |
| 2020年4月1日残高                     | 68,417  | 12,478    | 312,027         | 324,505       | 4,847     | -                 | -         | 110,000   | △ 9,504       |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |                 |               |           |                   |           |           |               |
| 剰余金の配当                          |         |           |                 |               |           |                   |           |           | △ 20,307      |
| 当期純損失                           |         |           |                 |               |           |                   |           |           | △ 6,233       |
| 別途積立金の取崩                        |         |           |                 |               |           |                   |           | △ 110,000 | 110,000       |
| 圧縮積立金の積立                        |         |           |                 |               |           |                   | 1,462     |           | △ 1,462       |
| 圧縮積立金の取崩                        |         |           |                 |               |           |                   | △ 13      |           | 13            |
| 特定災害防止準備金の積立                    |         |           |                 |               |           | 6                 |           |           | △ 6           |
| 自己株式の取得                         |         |           |                 |               |           |                   |           |           |               |
| 自己株式の処分                         |         |           | △ 0             | △ 0           |           |                   |           |           |               |
| 新株予約権の行使                        |         |           | 145             | 145           |           |                   |           |           |               |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |         |           |                 |               |           |                   |           |           |               |
| 事業年度中の変動額合計                     | -       | -         | 145             | 145           | -         | 6                 | 1,449     | △ 110,000 | 82,003        |
| 2021年3月31日残高                    | 68,417  | 12,478    | 312,172         | 324,651       | 4,847     | 6                 | 1,449     | -         | 72,499        |

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本      |          |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等               |              |                        | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |
|---------------------------------|--------------|----------|----------------|-------------------------------|--------------|------------------------|--------------|--------------|
|                                 | 利益剰余金        | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 上 延<br>損 益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |              |              |
|                                 | 利益剰余金<br>合 計 |          |                |                               |              |                        |              |              |
| 2020年4月1日残高                     | 105,343      | △ 48,869 | 449,397        | 2,419                         | —            | 2,419                  | 2,110        | 453,927      |
| 事業年度中の変動額                       |              |          |                |                               |              |                        |              |              |
| 剰余金の配当                          | △ 20,307     |          | △ 20,307       |                               |              |                        |              | △ 20,307     |
| 当期純損失                           | △ 6,233      |          | △ 6,233        |                               |              |                        |              | △ 6,233      |
| 別途積立金の取崩                        | —            |          | —              |                               |              |                        |              | —            |
| 圧縮積立金の積立                        | —            |          | —              |                               |              |                        |              | —            |
| 圧縮積立金の取崩                        | —            |          | —              |                               |              |                        |              | —            |
| 特定災害防止準備金の積立                    | —            |          | —              |                               |              |                        |              | —            |
| 自己株式の取得                         |              | △ 17     | △ 17           |                               |              |                        |              | △ 17         |
| 自己株式の処分                         |              | 0        | 0              |                               |              |                        |              | 0            |
| 新株予約権の行使                        |              | 277      | 422            |                               |              |                        |              | 422          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |              |          |                | 20,484                        | 786          | 21,271                 | △ 1,181      | 20,089       |
| 事業年度中の変動額合計                     | △ 26,540     | 260      | △ 26,134       | 20,484                        | 786          | 21,271                 | △ 1,181      | △ 6,045      |
| 2021年3月31日残高                    | 78,802       | △ 48,609 | 423,262        | 22,903                        | 786          | 23,690                 | 928          | 447,881      |

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。なお、市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を実施しております。

#### その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、評価差額は損失として処理しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。なお、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を実施しております。

② デリバティブの評価基準……………時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法によっております。ただし、一部の建物、構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。

#### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金……………株価連動報酬制度に基づく支給見込額のうち、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 工場再編損失引当金……………工場再編に係る損失に備えるため、その合理的な見積額を計上しております。

- ⑤ 退職給付引当金……………従業員退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産の期末残高に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異及び過去勤務債務は、その発生時の損益として処理しております。
- ⑥ 関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準……………当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計
- ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理を適用しております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段……………デリバティブ取引（為替予約取引、商品スワップ取引、金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引）
- ヘッジ対象……………外貨建取引、原材料調達取引、資金調達に伴う金利取引及び外貨建金銭債権債務
- ヘッジ方針……………為替変動、原材料の価格変動、金利変動に起因するリスクを管理することを目的としております。
- ヘッジの有効性評価の方法……………該当する各デリバティブ取引とヘッジ対象について、債権債務額、ヘッジ取引の条件等を都度評価・判断することによって有効性の評価を行っております。
- ② 転換社債型新株予約権付社債の会計処理
- 社債の対価部分と新株予約権の対価部分を区別せず、普通社債の発行に準じて処理しております。
- ③ 繰延資産の処理方法
- 社債発行費は支出時に全額費用処理しております。
- ④ 消費税等の会計処理
- 税抜方式で行っております。
- ⑤ 連結納税制度の適用
- 連結納税制度を適用しております。

⑥ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(2) 貸借対照表の表示

貸借対照表の投資その他の資産の「長期前払費用」（当事業年度331百万円）は、従来、独立掲記しておりましたが、重要性が乏しいため、当事業年度より「その他の投資」に含めて表示しております。

貸借対照表の流動負債の「未払金」（前事業年度1,379百万円）は、従来、「その他の流動負債」に含めておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

3. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により経済及び社会活動が急激に停滞したことに伴い、当社グループの業績に少なからず影響を及ぼす結果となりましたが、地域によってバラツキはあるものの、国内事業・海外事業とも概ね回復の方向に向かっております。

なお、国内・海外のいずれにおいても、新型コロナウイルス感染症拡大に関連した様々な社会的・経済的影響が与える今後の当社グループの業績への影響を注視する必要があります。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響については会計上の見積りの参考となる前例がなく、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、その動向を予測することは困難ではありますが、現時点において入手可能な情報をもとに前事業年度と同様にある一定の仮定を置いた上で、繰延税金資産の回収可能性の判断や、固定資産の減損の判定などの会計上の見積りを実施し、会計処理に反映しております。

一定の仮定としましては、海外の一部地域においてはいまだに感染の拡大が続いているものの、国内及び海外の大半の地域の事業は当事業年度の下半期には回復基調がみられたことから、翌事業年度以降における当社の業績への影響は軽微かつ限定的であると想定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響については不確定要素が多く、上記の仮定に状況変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

##### (1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

関係会社株式 367,792百万円のうち、  
LIXIL Europe S.à r.l.に係るもの 158,994百万円  
ASD Holding Corp.に係るもの 54,688百万円

② その他の情報

関係会社株式のうち、LIXIL Europe S.à r.l.及びASD Holding Corp.に係る関係会社株式の評価については、帳簿価額と超過収益力を反映した実質価額を比較しております。

なお、これらの超過収益力を反映した実質価額については、連結計算書類の連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

超過収益力を反映した実質価額は、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実質価額が著しく低下した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価額に重要な影響を与える可能性があります。

##### (2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 63,498百万円  
(うち、税務上の繰越欠損金に対して計上した繰延税金資産は53,578百万円)

② その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越欠損金等について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識しており、課税所得の見積額は、マネジメントが承認した事業計画を基礎としております。

なお、繰延税金資産の回収可能性は、マネジメントが承認した3ヶ年分の事業計画を基礎とする収益力やタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得等を踏まえ、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断しております。

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 546,445百万円

### (2) 偶発債務等

#### ① 保証債務の内容は、次のとおりであります。

下記の関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

|                                          |           |
|------------------------------------------|-----------|
| Grohe Holding GmbH                       | 50,362百万円 |
| LIXIL India Sanitaryware Private Limited | 265百万円    |
| その他関係会社                                  | 18百万円     |

下記の関係会社の金融子会社等からの借入債務に対し、保証を行っております。

|                                              |           |
|----------------------------------------------|-----------|
| Grohe Holding GmbH                           | 24,319百万円 |
| LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd. | 19,974百万円 |
| 株式会社LIXILリアルティ                               | 8,486百万円  |
| 株式会社LIXILホームファイナンス                           | 5,667百万円  |
| その他関係会社                                      | 17,434百万円 |

下記の関係会社のリース債務に対し、保証を行っております。

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 株式会社久居LIXIL製作所 他41社 | 1,393百万円 |
|---------------------|----------|

その他 381百万円

#### ② 株式譲渡契約に基づく補償の内容は、次のとおりであります。

株式譲渡契約に基づく補償（係争事件） 4,034百万円（注）1

株式譲渡契約に基づく補償（再生計画の実行） 1,298百万円（注）2

（注）1. 当社の連結子会社であったPermasteelisa S.p.A.（以下「ペルマスティリーザ社」）の株式を2020年9月30日に譲渡しておりますが、株式譲渡日までに発生しているペルマスティリーザ社の一定の係争事件について、株式譲渡日以降にペルマスティリーザ社が損失を被った場合、当社は、株式譲渡先に対し当該損失を補償する義務があります。なお、義務の履行が見込まれる金額については、貸借対照表において負債を計上済みであり、上記の金額には含まれておりません。

2. 株式譲渡日以降にペルマスティリーザ社で再生計画が実行された場合、その実行に当たって生じた費用のうち、当社が再生計画の実行に必要な費用として認めるものについては、当社は、株式譲渡先に対し当該費用を補償する義務があります。なお、義務の履行が見込まれる金額については、貸借対照表において負債を計上済みであり、上記の金額には含まれておりません。

### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |            |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 170,869百万円 |
| 短期金銭債務 | 122,727百万円 |
| 長期金銭債権 | 379百万円     |
| 長期金銭債務 | 545百万円     |



## 6. 損益計算書に関する注記

### (1) 損益計算書の表示について

当社は、2020年12月1日付で、当社を存続会社とし、当社の連結子会社であった株式会社LIXIL（以下「旧LIXIL社」）を消滅会社とする吸収合併を実行し、従来の持株会社体制から事業会社として運営する体制へと移行いたしました。

当事業年度の損益計算書の営業損益の区分の内訳に関して、従来の持株会社体制であった当事業年度の期首日から2020年11月30日までの損益については「営業収益」及び「営業費用」として表示し、事業会社として運営する体制となった2020年12月1日から当事業年度の期末日までの損益については「売上高」、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」として表示しております。

なお、本吸収合併に伴い、抱合せ株式消滅差損35,954百万円を計上しております。吸収合併の概要につきましては、「11. 企業結合等に関する注記」に記載のとおりであります。

### (2) 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 41,936百万円 |
| 仕入高             | 36,001百万円 |
| ロイヤルティ収入        | 6,377百万円  |
| 配当金収入           | 1,313百万円  |
| その他の営業取引高       | 58,235百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 11,613百万円 |

### (3) 関係会社事業損失引当金繰入額

当事業年度において計上した関係会社事業損失引当金繰入額は、主として当社の連結子会社であるLIXIL Africa Holding (Pty) Ltd.に係るものであります。同社は、業績が低迷し収益性が著しく低下したことにより、同社の財政状態等を勘案して計上したものであります。

### (4) 関係会社株式売却益

連結子会社であった株式会社LIXILビバ株式の売却により、関係会社株式売却益43,760百万円を計上しております。

なお、株式譲渡の概要につきましては、「12. 子会社に関する注記」に記載のとおりであります。

(5) 減損損失

損益計算書の特別損失に減損損失を2,320百万円計上いたしました。なお、減損損失を計上した資産の主な内容は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 用途         | 場所       | 種類及び金額 |       |
|------------|----------|--------|-------|
| ビル用サッシ製造設備 | 富山県小矢部市他 | 建物     | 404   |
|            |          | 機械及び装置 | 1,598 |
|            |          | 工具器具備品 | 55    |
|            |          | その他    | 103   |
|            |          | 計      | 2,160 |
| 売却予定資産他    | 東京都江東区他  | 機械及び装置 | 80    |
|            |          | 工具器具備品 | 5     |
|            |          | その他    | 75    |
|            |          | 計      | 160   |

① 資産のグルーピングの方法

当社は、遊休資産等については個別物件単位に、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮して資産をグルーピングしております。

② 減損損失認識に至った経緯

ビル用サッシ製造設備については業績が低迷し収益性が著しく低下したため、売却予定資産他は売却による損失が発生する見込みとなったことから、各当該資産の帳簿価額を回収可能価額又は売却価額まで減額し、当該減少額を特別損失として計上いたしました。

③ 回収可能価額の算定について

ビル用サッシ製造設備については回収可能価額を使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零として測定しております。

売却予定資産他については主として売却予定額を回収可能価額として使用しております。

(6) 関係会社投資等損失

旧LIXIL社は、2020年9月30日付でPermasteelisa S.p.A.（以下「ペルマスティリーザ社」）の株式譲渡を実行いたしました。

株式譲渡日までに発生しているペルマスティリーザ社の一定の係争事件について、株式譲渡日以降にペルマスティリーザ社が損失を被った場合、当社は当該損失を補償する義務があります。また、株式譲渡日以降にペルマスティリーザ社で再生計画が実行された場合、その実行に当たって生じた費用のうち、当社が再生計画の実行に必要な費用として認めるものについては、当社は当該費用を補償する義務があります。なお、当事業年度末日における当該義務に係る偶発債務の金額は、「5. 貸借対照表に関する注記 (2) 偶発債務等」に記載のとおりであります。

さらに、旧LIXIL社は、株式譲渡にあたり一定の資金を拠出したしましたが、当該拠出額のうち、最大100百万ユーロ（12,980百万円）については、株式譲渡日から翌事業年度末までの間のペルマスティリーザ社のキャッシュ・フローの状況に応じて、返還されることとなります。当該返還額については、独立の専門家から提示されたリスク中立評価法に基づくモンテカルロ・シミュレーションにより算定された評価額に基づき、貸借対照表の投資その他の資産の区分（長期未収入金及び貸倒引当金）に計上しております。

なお、損益計算書に計上した関係会社投資等損失は、株式譲渡契約に基づく上記の項目に関して、当事業年度において計上した費用であります。

(7) 希望退職プログラム「ニューライフ」の実施について

当社グループでは、国内事業を将来にわたり、より起業家精神に富み持続可能な事業へと変革させていくため、2019年秋より包括的人事施策「変わらないと、L I X I L」を導入しております。当社グループの変革を加速させるために、当社において、希望退職プログラムである「ニューライフ」を実施することを、2020年10月30日開催の当社取締役会にて決定いたしました。

① 「ニューライフ」実施の背景

国内事業は当社グループの売上収益のうち約7割を占めているだけでなく、「L I X I L」ブランドとグローバル事業の成長及び変革を支えており、重要な役割を担っております。

しかしながら、国内では新築住宅市場が急速に縮小するなど、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しており、同時に、消費者の嗜好の変化とデジタル化の進展によって、従来のビジネスモデルが通用しなくなってきました。当社が将来にわたって持続的な成長を実現するためには、事業構造を転換し、実力主義を徹底し、イノベーションと起業家精神を支えるアジャイルな組織文化を確立する必要があります。当社グループは、これらの変革が国内外での成長力を強化し、ステークホルダーの皆様への還元をより高めるものと考えております。

包括的人事施策「変わらないと、L I X I L」では、「顧客志向に変える」「キャリアを変える」「働き方を変える」の3つの重点テーマを設定して、国内での施策を順次展開しております。その一環として、当社の変革と事業構造転換を加速させるにあたって、社外へのキャリアを選択する従業員を支援すべく、「ニューライフ」を実施することを決定いたしました。

② 対象者

退職日時点において、当社に在籍する40歳以上かつ勤続10年以上の正社員（工場（人事総務・経理部門以外）・物流センター・デジタル部門を除く）

③ 募集期間

2021年1月12日から2021年1月22日まで

④ 応募人数

965名が応募いたしました。

⑤ 退職日

2021年3月25日

⑥ 優遇措置

- ・通常の退職金に特別退職金を加算して支給します。
- ・本制度を利用して退職する社員に対して、本人の要望に応じて再就職のための支援を行います。

⑦ 損益に与える影響額

損益計算書の特別損失に早期退職関連損失13,563百万円を計上いたしました。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式

23,091,431株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|             |           |
|-------------|-----------|
| 税務上の繰越欠損金   | 55,118百万円 |
| 貸倒引当金       | 10,118百万円 |
| 関係会社株式評価損   | 10,064百万円 |
| 減損損失        | 6,416百万円  |
| 賞与引当金       | 5,173百万円  |
| 有形固定資産評価差額  | 4,789百万円  |
| 関係会社投資等損失   | 3,400百万円  |
| ソフトウェア費用    | 2,950百万円  |
| 関係会社事業損失引当金 | 2,272百万円  |
| たな卸資産       | 2,247百万円  |
| 資産除去債務      | 1,800百万円  |
| 退職給付信託資産    | 1,549百万円  |
| 退職給付引当金     | 1,523百万円  |
| ソフトウェア仮勘定   | 1,287百万円  |
| 投資有価証券評価損   | 809百万円    |
| その他         | 7,452百万円  |

繰延税金資産小計 116,975百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △ 1,539百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 31,341百万円

評価性引当額小計 △ 32,881百万円

繰延税金資産合計 84,094百万円

繰延税金負債

|             |            |
|-------------|------------|
| その他有価証券評価差額 | △ 9,385百万円 |
| 有形固定資産評価差額  | △ 5,456百万円 |
| 前払年金費用      | △ 3,819百万円 |
| その他         | △ 1,933百万円 |

繰延税金負債合計 △ 20,595百万円

繰延税金資産の純額

63,498百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称                                  | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                    | 取引の内容             | 取引金額    | 科目         | 期末残高             |
|-----|-----------------------------------------|----------------|------------------------------|-------------------|---------|------------|------------------|
| 子会社 | 株式会社<br>L I X I L<br>(吸収合併消滅会社)<br>(注1) | 所有<br>直接100%   | 株式の所有による支配管理、役員の兼任           | 出向者の受入<br>(注2)    | 6       | —          | —                |
|     |                                         |                |                              | 業務委託料の支払<br>(注3)  | 6,387   | —          | —                |
|     |                                         |                |                              | ロイヤルティの受取<br>(注4) | 6,324   | —          | —                |
| 子会社 | L I X I L<br>グループ<br>ファイナンス<br>株式会社     | 所有<br>直接100%   | 株式の所有による支配管理、役員の兼任、資金管理業務の委託 | 資金の貸付<br>(注6)     | 70,195  | 短期貸付金      | 70,195           |
|     |                                         |                |                              | 利息の受取<br>(注6)     | 174     | 未収入金       | 18               |
|     |                                         |                |                              | 利息の支払<br>(注6)     | 168     | —          | —                |
|     |                                         |                |                              | 受取手形等の譲渡<br>(注6)  | 281,230 | 未収入金       | 76,450           |
|     |                                         |                |                              | ファクタリング取引<br>(注6) | 63,428  | 買掛金<br>未払金 | 72,661<br>20,479 |

| 属性  | 会社等の名称                                       | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係    | 取引の内容                | 取引金額   | 科目   | 期末残高 |
|-----|----------------------------------------------|----------------|--------------|----------------------|--------|------|------|
| 子会社 | Grohe Holding GmbH                           | 所有<br>間接100%   | 株式の所有による支配管理 | グループ内借入金に対する債務保証(注5) | 24,319 | —    | —    |
|     |                                              |                |              | 債務保証(注7)             | 50,362 | —    | —    |
|     |                                              |                |              | 保証料の受取(注7)           | 72     | 未収入金 | 3    |
| 子会社 | LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM CO., LTD. | 所有<br>間接100%   | 株式の所有による支配管理 | グループ内借入金に対する債務保証(注5) | 17,000 | —    | —    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社は、2020年12月1日付で、当社を存続会社とし、当社の連結子会社であった株式会社LIXIL（以下「旧LIXIL社」）を消滅会社とする吸収合併を実行しております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引額を記載しております。

(注2) 旧LIXIL社が支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。

(注3) 旧LIXIL社との業務委託契約に基づき、業務委託料を算定しております。なお、業務委託料から請求額を控除した純額を記載しております。

(注4) 旧LIXIL社と協議して決定した契約上の料率に基づき算定しております。

(注5) リスクの度合いを勘案し、保証料は収受していません。

(注6) 金融取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。また、資金の貸付の取引金額は、当事業年度末の貸付金残高を記載しております。なお、当事業年度において、LIXILグループファイナンス株式会社（以下「LIXILグループファイナンス社」）が主に行ってきたグループ資金調達機能を当社に移管したことに伴い、LIXILグループファイナンス社が保有していた銀行借入等の債務を当社が承継しております。

(注7) 保証料率は、市場水準及びリスクの度合いを勘案し、合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 種類        | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合  | 関連当事者との関係  | 取引の内容       | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----------|------------|-----------------|------------|-------------|------|----|------|
| 役員及びその近親者 | 松本 佐千夫     | (被所有)<br>直接0.0% | 当社取締役及び執行役 | 新株予約権の行使(注) | 22   | —  | —    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 新株予約権の行使は、第7回新株予約権の権利行使であります。なお、取引金額は、新株予約権の権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,540円01銭  
(2) 1株当たり当期純損失 △ 21円49銭

## 11. 企業結合等に関する注記

### 株式会社LIXILの吸収合併について

当社は、2020年3月23日開催の取締役会において、当社の連結子会社であった株式会社LIXIL（以下「旧LIXIL社」）と合併することを決定し、同日付で合併契約を締結いたしました。なお、本吸収合併は、2020年12月1日に実行いたしました。

#### (1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容  
結合当事企業の名称 株式会社LIXIL  
事業の内容 住宅及びビルの建材・設備機器の製造・販売、その他住宅に付帯する事業及びその関連サービス業
- ② 企業結合日  
2020年12月1日
- ③ 企業結合の法的形式  
当社を存続会社とし、旧LIXIL社を消滅会社とする吸収合併によります。
- ④ 結合後企業の名称  
株式会社LIXILグループ（注）  
（注）当社は、2020年6月30日開催の定時株主総会において、合併後の存続会社の商号を「株式会社LIXIL」へ変更する「定款の一部変更」議案が可決されたことにより、株式会社LIXILを吸収合併後、2020年12月1日付で、商号を「株式会社LIXILグループ」から「株式会社LIXIL」に変更しております。
- ⑤ 取引の目的を含む取引の概要

当社グループは、当社の企業理念である、世界中の人びとのより豊かで快適な暮らしの実現に貢献し、持続的な競争力と成長を実現するとともに、起業家精神にあふれた企業となることを目指しております。これを達成するため、当社グループでは、迅速な意思決定ができる簡素な組織への変革を進めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、生産性と効率性の向上など、様々な取組みを行っております。

当社グループは、2001年に持株会社体制に移行し、持株会社の株式会社INAXシステム・ホールディングスのもと、各事業会社が連携と独自性を保ちながら全体最適を目指してきました。2011年に主要事業会社5社を統合して旧LIXIL社を発足した後も、持株会社体制を継続してきました。しかしながら、当社グループの経営戦略の進展に伴い、今日では、基幹事業への専念及び事業間シナジーの拡大に注力しており、2019年7月22日公表の適時開示「今後の戦略的方向性についてのお知らせ」においても述べたように、執行役及び取締役の最優先課題は、国内外の基幹事業への注力による企業価値の向上にあります。

当社と旧LIXIL社の二層構造の解消は、意思決定の迅速化を図るだけでなく、経営及び人的資源の重複をなくし、追加的な運営コストを削減し、経営効率の改善につながります。さらに、変更後の組織体制では、グループ経営体制が簡素化されるため、経営の透明性が高まり、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることもできます。

これらを踏まえ、当社取締役会は、旧LIXIL社を吸収合併することを決定いたしました。

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、旧LIXIL社を消滅会社とする吸収合併により、抱合せ株式消滅差損35,954百万円を特別損失に計上しております。

## 12. 子会社に関する注記

### 株式会社L I X I Lビバの株式譲渡について

当社は、2020年6月9日開催の取締役会での決定に基づき、アークランドサカモト株式会社（以下「アークランドサカモト社」）及び当社の連結子会社であった株式会社L I X I Lビバ（以下「L I X I Lビバ社」）との間で、L I X I Lビバ社の普通株式に対しアークランドサカモト社が実施する現金対価の公開買付け（以下「本公開買付け」）並びに本公開買付けの成立を条件とするL I X I Lビバ社の普通株式の株式併合及びL I X I Lビバ社の自己株式取得による当社保有のL I X I Lビバ社の全普通株式のL I X I Lビバ社への譲渡（以下「本株式譲渡」）を通じた、アークランドサカモト社によるL I X I Lビバ社の完全子会社化、その他これらに付随又は関連する取引等（総称して以下「本取引」）に関する覚書（以下「覚書」）を締結すると共に、アークランドサカモト社との間で本取引に関する合意書（以下「合意書」）を締結いたしました。なお、これらの締結後、本株式譲渡に必要な諸手続を経て、2020年11月9日に株式譲渡を実行いたしました。

#### (1) 株式譲渡の理由

当社グループは、起業家精神にあふれた組織を構築し、持続的な競争力と成長の実現を通じて、世界中の人びとのより豊かで快適な暮らしの実現に貢献することを目指しております。これを達成するため、当社グループでは、ガバナンスの強化、生産性と効率性の向上を図るため基幹事業への専念と事業間シナジーの推進、将来成長と財務体質の強化を図るための事業ポートフォリオの最適化など、事業運営における様々な変革を進めております。

本株式譲渡は、こうした事業構造の簡素化と組織の統合を進めることで、更なるシナジーの創出及び効率化を目指す当社グループの取り組みに合致するものです。

L I X I Lビバ社は、ホームセンターで「住生活」に関するあらゆる商品・資材・各種工事やサービスを提供している企業です。特に、大きな売場面積で、リフォームに必要な多種多様な商品の在庫を常時確保することで、プロ事業者のワンストップ仕入を可能としている点が強みであり、業界内で確固たる地位を築いております。しかしながら、日本の人口減少に伴う客数の減少や、ドラッグストアやEコマースの台頭等、競争環境の激化や消費者行動の変化といった外部環境のリスクが課題となっております。

L I X I Lビバ社の事業は、流通・小売り事業であり、当社グループが注力する基幹事業とは異なっております。それゆえ、同社の株式を譲渡することにより、当社グループは、基幹事業に経営資源を集中投資して事業間シナジーを促進し、新規事業や利益成長の高い事業にも投資できるようになり、経営の効率化を図ることが期待されます。また、既にL I X I Lビバ社は事業面においては当社グループから独立しておりますが、本株式譲渡を通じ、資本関係においても独立することにより、当社グループはこれまで以上に高い独立性を持つサプライヤーとして、当社グループの重要な顧客である多くのホームセンター小売事業者とのビジネス上の関係を更に発展させることが期待されます。

#### (2) 本公開買付けの概要及び株式譲渡の方法

当社は、当社、L I X I Lビバ社及びL I X I Lビバ社の少数株主にとって最適なL I X I Lビバ社普通株式の譲渡先を選定すべく、幅広い候補先を招聘した入札プロセスを実施し、各候補先から提示された条件等を総合的に慎重に検討した結果、当社の経済価値最大化の観点のみならず、本取引に必要な資金調達をはじめとする本取引執行の確実性の観点等においても優れたアークランドサカモト社が最適な売却先であるとの結論に至りました。また、L I X I Lビバ社においても株式価値評価額、本取引実施後の事業戦略の方向性等を総合的に慎重に検討した結果、アークランドサカモト社の提案が最善であるとの結論に至ったとのことです。その後、L I X I Lビバ社との3社で協議を進め、当社は、2020年6月9日開催の取締役会で、本株式譲渡を通じ当社が保有するL I X I Lビバ社のすべての普通株式をL I X I Lビバ社へ譲渡することを決定し、同日付で、覚書及び合意書を締結いたしました。

本取引は、

- (a) 本公開買付け、及び、本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者（アークランドサカモト社）が本公開買付けにおいて、L I X I Lビバ社株式のすべて（ただし、公開買付者が所有するL I X I Lビバ社株式、当社が所有する本不応募株式及びL I X I Lビバ社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合にL I



X I L ビバ社が行う株式併合（以下「本株式併合」）を通じて、L I X I L ビバ社の株主を当社及び公開買付者のみとすること、

(b) 下記(c)に定義するL I X I L ビバ社自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額を確保することを目的として、(i) 公開買付者がL I X I L ビバ社に対し、L I X I L ビバ社自己株式取得に係る対価に充てる資金を提供すること、及び(ii) L I X I L ビバ社において、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づくL I X I L ビバ社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行うこと、並びに

(c) 本公開買付けの成立及び本株式併合の効力発生を条件としてL I X I L ビバ社によって実施される当社が所有する本不応募株式の自己株式取得から構成され、最終的に、公開買付者がL I X I L ビバ社を完全子会社化することを企図しているものであります。

(3) 譲渡した相手会社の名称及び株式譲渡日

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 譲渡した相手会社の名称 | 株式会社L I X I L ビバ |
| 株式譲渡日       | 2020年11月9日       |

(4) 子会社の名称及び事業内容

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 子会社の名称 | 株式会社L I X I L ビバ                    |
| 事業内容   | ホームセンター事業、リフォーム事業、ヴィンテージ事業、デベロッパー事業 |

(5) 売却した株式の数、売却後の持分比率、売却価額及び株式売却益

|           |             |
|-----------|-------------|
| 売却前の所有株式数 | 6株（注）       |
| 売却した株式数   | 6株          |
| 売却後の持分比率  | －株（持分比率：－％） |
| 売却価額      | 56,619百万円   |
| 株式売却益     | 43,760百万円   |

（注）L I X I L ビバ社は、2020年10月22日を効力発生日として、3,894,550株を1株に併合する株式併合を行っております。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

14. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第79期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社 LIXIL 監査委員会

監査委員

DocuSigned by:  
鈴木 輝夫  
29E82FFB8CE407

監査委員

DocuSigned by:  
内堀 民雄  
1FC8D388E5AC4BA

監査委員

DocuSigned by:  
鬼丸 かおる  
65ADD2020A7CD424

(注) 鈴木輝夫、内堀民雄及び鬼丸かおるは、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社 L I X I L

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

勝島 康博



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

大橋 武尚



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

古川 真之



## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社LIXILの2020年4月1日から2021年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。